

龍口歸一君
壠家虎造君
鈴木重遠君

天武井
野市手
若庫毛
圓太三
君君

中松竹
津田内
誠秀正
郎雄志
君君

岡橋本
久太郎君

農會補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案
提出者 稲垣示君 堀尾茂助君 恒松隆慶君

農事試驗場水產試驗場國庫補助金追加豫算、提出ニ關スル建議案
提出者 稲垣示君 堀尾茂助君 恒松隆慶君

花窟神社ニ關スル建議案
是出者 栗原亮一君
寺田彥太郎君
早川龍介君

田久松君ヨリ財政ニ關シ、千田軍之助君根本正君林喬君藤金作君宮崎
一郎君交^{まわ}す。其の後^{のち}、元老院議官^{がんろういんぎくわん}に差遣^{しりまし}され、^{さる}一郎君交^{まわ}す。

君ヨリ大學及高等學校修業計劃ニ關シ、花井卓齋君大山鼎一良君鰐見政君安藤龜太郎君平岡萬次郎君望月長夫君ヨリ刑法改正案ニ關シ、平岡

次郎君ヨリ劇毒薬取締ニ關シ、安部井鑑根君鉢木重遠君安川繁成君ヨリ
計検査院ニ關シ質問主意書ヲ提出セラレタリ

員ヲ指名スル左ノ如シ
鐵道敷設法中改正法律案外三件

野間五造君
中津城一郎君
降旗元太郎君
重野兼次郎君
高岡忠郷君
石黒兩一郎君

征矢野半彌君 濱名信平君 林彦一君

〔左ノ質問書ハ朝議ノ經サルモ参照ノクノ如ニ指轉ス〕

成規ニ據リ提出候也
明治三十四年三月十八日

提出者 福田 久松
賛成者 天野 若圓
朴三十二名

財政ニ關スル質問主意書

我が國裏ニ一タヒ戦後ノ經營ヲ誤リシヨリ以來毎年其歳出入相償ハス既ニ増稅ヲ爲セシコト再三ニ及フト雖トモ尙其毎年度ニ於テ左ノ如キ

巨額ノ繰越金ヲ出し今後兩三年ノ内ニハ是非共之ヲ支出セサル可カラ
サルノ急ニ鉗レリ而シテ此上ノ増税ハ到底國力ノ許ス所ニアラス公債

纂集モ亦既ニ其望ナシ加之ナラス豫定事業ノ計畫ニ係ルモノニシテ再ニ二處一千一百余万圓ノ財原ヲ要スルモノアリ政府ハ如何ニシテ其

急ニ應シ之ヲ整理セント欲スル乎

二十一年度綠越金
三十年度綠越金

三十一年度總越金一千七千四百八十三萬五千四百三十三圓
一金六千七百五十萬五千六百八十九圓

二 政府カ財政整理及ヒ行政整理ノ計畫アリトハ本院及ヒ貴族院ニ於テ既ニ之ヲ明言セリ然トモ其説明スル所殆ント其要領ヲ得ルニ苦シム右政府ノ趣意ハ現今ノ政費ニ大ニ節減ヲ加ヘ目下及ヒ將來ニ於ケル我カ財政ノ困難ヲ救整セントスルニ在ル乎若クハ單ニ事業ノ緩急及ヒ行政機關ノ紊雜ヲ矯正セントスルニ止マル乎

明治三十四年三月十八日
提出者 千田軍之助 根本正林 喬
藤 金作 宮崎榮治
賛成者 鈴木儀左衛門 外三十六名
大學及高等學校増設計畫ニ關スル質問主意書
近年普通教育旺盛ニ至リシ結果各府縣尋常中學校卒業生ノ内高等学校ニ入ラントスル者年ヲ逐フテ多キヲ加フト雖モ之ヲ收容スヘキ高等學校ハ不足ニシテ大ニ高等教育ノ發達ヲ抑制スルノ實アリ政府ハ三十一年度ニ於テ高等學校増設ノ計畫ヲ實行スルノ決心アル歟
高等學校増設ノ計畫ヲ實行スルトキハ今後高等學校卒業生ノ内大學ニ入ラントスル者ヲ増出スルハ必然ナルヲ以テ帝國大學ノ増設ハ必要缺クヘカラス三十一年度ニ於テ政府ハ大學増設ノ計畫ヲ實行スルノ決心アル歟
近年高等教育發達シタル結果専門學士ノ數漸ク多キヲ加ヘタルカ如シト雖トモ大學アリテ以來卒業生ニシテ今日ノ現存セルモノハ三千有餘ニ過キス亦ミ業ヲ終ヘ後出テントスルモノモ甚多カラス政府ハ此ノ少數專門學士ヲ以テ現今我社會ノ需用ニ應スルニ足ルト思考スル歟
右及質問候也

刑法改正案ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

明治三十四年三月十六日

提出者 花井卓藏 丸山嵯峨一郎 鰐島相政
安藤龜太郎 平岡萬次郎 望月長夫
贊成者 田中正造 外二十九名

刑法改正案ニ關スル質問主意書

一 政府ハ刑法全部ヲ改正スル必要アリトシテ其改正案ヲ帝國議會ニ提出シタリ政府ハ現行刑法ヲ以テ全部悉ク今日ノ狀態ニ適合セサルモノト認メタル乎歴史上並ニ實際上ノ事情及統計上ノ理由ヲ具シテ其然ル所ヲ以テ答辯セラレントヲ望ム
二 政府ハ刑法改正案ヲ提出スルニ當リ其理由書ニ於テ社會事物ノ變遷ハ

贊成者 錦木儀左衛門 外三十六名

大學及高等學校増設計畫ニ關スル質問主意書

一 近年普通教育旺盛ニ至リシ結果各府縣尋常中學校卒業生ノ内高等學校ニ入ラントスル者年ヲ逐フテ多キヲ加フト雖モ之ヲ收容スヘキ高等學校ハ不足ニシテ大ニ高等教育ノ發達ヲ抑制スルノ實アリ政府ハ三十一年度ニ於テ高等學校増設ノ計畫ヲ實行スルノ決心アル歟

一 高等學校増設ノ計畫ヲ實行スルトキハ今後高等學校卒業生ノ内大學ニ入ラントスル者ヲ増出スルハ必然ナルヲ以テ帝國大學ノ増設ハ必要缺クヘカラス三十一年度ニ於テ政府ハ大學増設ノ計畫ヲ實行スルノ決心アル歟

一 近年高等教育發達シタル結果專門學士ノ數漸ク多キヲ加ヘタルカ如シト雖トモ大學アリテ以來卒業生ニシテ今日ノ現存セルモノハ三千有餘ニ過キス亦ミ業ヲ終ヘ後出テントスルモノモ甚多カラス政府ハ此ノ少數專門學士ヲ以テ現今我社會ノ需用ニ應スルニ足ルト思考スル歟

右及質問候也

右成規ニ據リ提出候也
刑法改正案ニ關スル質問主意書
明治三十四年三月十六日
提出者 花井卓藏

贊成者 安藤太郎
田中正造 平岡萬次郎
望月長夫

刑法改正案ニ關スル質問主意書

政府ハ刑法全部ヲ改正スル必要アリトシテ其改正案ヲ帝國議會ニ提出シタリ政府ハ現行刑法ヲ以テ全部悉ク今日ノ状態ニ適合セサルモノト

認メタル乎歴史上竝ニ實際上ノ事情及統計上ノ理由ヲ具シテ其然ル所ヲ以テ答辯セラレントヲ望ム

二 政府ハ刑法改正案ヲ提出スルニ當リ其理由書ニ於テ社會事物ノ變遷ハ

明治三十四年三月十八日

提出者 平岡 萬次郎

賛成者 鳩山 和夫

外三十名

著シク現行刑法ノ規定ニ影響ヲ及シタリト明言セリ既往二十餘年ノ間事物變遷ノ状態ハ如何ニ刑法ノ規定ニ影響ヲ及ホシタル乎其關係ヲ明ニシ改正ノ止ムヘカラサル所以ヲ答辯セラレントコトヲ望ム

草案ヲ公表シテ是非ヲ世論ニ訴フルハ立法ノ常道ナリ而シテ政府ハ刑法改正案ヲ提出スルニ當リ此常道ヲ踏ムコトヲ爲サス草案ヲ祕密ニシテ故ラニ外間ノ論議ヲ避ケ直チニ之ヲ讀會ニ提出シテ通過ヲ策セントシタリ政府ハ草案公表ノ必要ナシト認メタル乎其理由如何

政府ハ刑法改正案ノ確定草案成ルニ當リ之ヲ法典調査會刑法部ノ會議ニ付セス整理委員二三子ヲシテ修正校訂セシメ直チニ議會ニ提出シタリ政府ハ整理委員ヲ以テ調査會ノ全部ヲ代表シタルモノト認メタル乎

若シクハ整理委員以外ノ委員ヲ以テ立法的能力ナキモノト認メタル乎其理由如何

政府ハ條約改正ノ必要ニ迫リ民法商法ヲ發布スルノ急務ニ接シタルトキニ於テスラ其草案ハ之ヲ公表シテ世論ノ攻究ヲ求メタリ而シテ今ヤ條約改正ノ關係アルニアラス又其他政治上自曉ニ迫ルノ問題アルニアラス然ルニ唯リ刑法ニ關シ從來ノ立法例ヲ趁ハサルハ如何ナル理由ニ基クモノナリヤ

刑法ハ刑事訴訟法ニ依テ運用セラルヘキモノタリ從テ刑法ノ改正ハ刑事訴訟法ノ改正ト並行セサルヘカラス是レ主助法律ノ關係上當然ノコトナリトス政府ハ刑法改正ノ必要ヲ認ムルモ刑事訴訟法ヲ改正スルノ必要ナシト認メタル乎若シ其必要ヲ認メタリトセハ何故ニ同法改正案

トナリトス政府ハ刑法改正ノ必要ヲ認ムルモ刑事訴訟法ヲ改正スルノ完成ヲ待タシテ刑法改正案ノミヲ提出シタル乎彼ヲ前ニシ是ヲ後ニシタルハ果シテ如何ナル理由ニ基クモノナリヤ

政府ハ急遽匆卒應接違ナキノ間刑法改正案ヲ提出シナカラ其施行法ヲ示サス又其施行期限ヲ定メサルハ果シテ如何ナル理由ニ基クモノナリヤ

刑法全部ノ改正ハ諸種法律ノ改正ニ關シ影響ヲ及ホスコト鮮カラス政

府ハ刑法ノ改正ト同時ニ來ルヘキ諸種法律ヲ改正スルノ必要ナシト認メタル乎此點ニ關シ如何ナル調査ヲナシ又如何ナル成績ヲ舉ケタル乎

整理委員ノ二三子ハ刑法改正案ヲ以テ新學理新學說ヲ歡迎シタルモノナリト揚言セリ政府ハ法律ヲ以テ學理學說ヲ紹介スル著作ナリト認ム

ル乎テスル見込ナリヤ

右及質問候也

劇毒藥取締ニ關スル件ニ付質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

官報號外 明治三十四年三月十九日 衆議院議事速記録第十四號 議長ノ報告

會計検査院ニ關スル質問書
右成規ニ據リ提出候也

明治三十四年三月十八日

提出者 安部井 磐根 安川 繁成 鈴木 重遠
贊成者 白井 哲夫
外三十三名

會計検査院ニ關スル質問主意書

一 會計検査院ニ關スル質問主意書
天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有スト雖トモ而レトモ猶憲政一部ノ機關タルヲ免カレスト信ス果シテ然ル歟
ガ、許可シテ御異議アリマセヌカ

右質問ニ及ヒ候也

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御詰リスルコトガアリマス、請願委員ノ第一第二第三分科會ヲ開キタイト云フコトニアリマスル

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、福田久松君——千田軍之助君

○千田軍之助君(二百五十四番) 私共申合ノ上、高等學校及大學設立ニ關スル質問書ヲ提出シテ、其理由ヲ述ベマス積デアリマシタケレドモ、少々都合ガアリマシテ今日述べルコトハ見合セテ、明日ニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 花井卓藏君
○山本幸彦君(百十六番) 此際ニチヨウト、是カラ豫算ノ第一分科ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、退場ノ許可ヲ請求致シマス

○議長(片岡健吉君) 豫算ノ第一分科會ヲ開キタウコトデアリマス
ガ、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス
(花井卓藏君演壇ニ登ル)

○山本幸彦君(百十六番) ソレデハ第一分科ノ諸君ハアラチヘ御出デヲ願ヒ
○花井卓藏君(百七十九番) 諸君、私ハ刑法改正案ニ關スル質問題意書ヲ提出致シテ置キマシテゴザイマス、此刑法改正案ニ關スル質問ノ趣意ト申シマスルモノハ、刑法自體ニ就イテ質問ヲ致スノデハナクシテ、立法ノ手續が適當デナイト云フ事柄ニ對シマシテ、甚ダ疑ヲ懷キマスルガ故ニ、丸山嵯峨一郎君其他ノ諸君ト謀リマシテ、質問ヲ致スニ立至タ次第ゴザリマス、既ニ存在フ致シテ居リマスル法典ト云フモノヲ、一時ニ根本的ニ改正ヲ致スト云フ事柄ヲスル立法例ト云フモノハ、恐らくハ世界アリテヨリ今日マデ、曾テナイコトニアラウト思フノデアリマス、獨リ我國ニ附イテ言フノデハゴザイマセヌ、何レノ國ニ於キマシテモ、既ニ存在シテ居ル所ノ法律ヲ、根本的ニ一條ヨリ末條ニ至ルマデヲ、悉ク改正スルト云フ實例ハ、斷ジテナインゴザイマス、而シテ今回政府ガ帝國議會ニ提出致シマシタル、此刑法改正案ト云フモノハ現行法トシテ存在フ致シテ居ル所ノ刑法ト云フモノヲ、根本的ヨリ一條一項ノ微ニ至ルマデ悉ク改メテ、サウシテ新ニ此ノ刑法ト云フモノ、作成ヲ企テ居ルト云フ事柄ニナシテ居ルノデゴザイマス、併ナガラ現行ノ刑法ト云フモノヲ、全部悉ク改正ヲセネバナラナイト云フ歴史上ノ必要モナク、實際上ノ必要モナク、又統計上ノ理由トシテモ示サレテ居ナイト云フ事柄ハ、其理由書ニ依シテ明ナノデゴザリマスル、政府ノ主張セラル、所ノ理由ニ依リマスルト云フ、此社會事物ノ變遷ハ、現行刑法ノ規定ニ著シク影響ヲ來スガ故ニ、全體ノ改正ヲ企テネバナラムト云フニアルノデゴザリマスルケレドモ、既往二十餘年ノ間に於テ、事物變遷ノ狀態ガ如何ニ現行刑法ノ全體ヲ改正ヲセネバナラヌカト云フ點ノ理由ニ至シテハ、一モ示ス所ガナノノ

デゴザイマス、申上ゲルマデモナク、此法典自體ノ改正ト云フモノハ、法律ニ依リテ組立ラレテ居ル所ノ社會全體ノ改革ニナルノデゴザリマスルカラシテ、シタモノト言ハネバナラナイノデゴザイマスルガ、私共ノ見ル所ニ據レバ、ルケレドモ、其理由ニ至シテハ、更ニ示ス所ガナリ、歷史上ノ理由ニ至シテ此二十餘年間ニ社會事物ノ變遷ハ、法律全體ヲ根本ヨリシテ、改正シナケレバナラスト云フガ如キ、激變ヲ呈シテ居ルモノトハ、決シテ信用致サヌノデゴザイマス、加之此社會事物ノ變遷ガ、刑法全典ノ改正ヲ促シタト申シマスルケレドモ、其理由ニ至シテハ、更ニ示ス所ガナリ、歷史上ノ理由ニ至シテモ、實際上ノ理由ニ至リマシテモ、統計上ノ理由ニ至リマシテモ、更ニ示ス所ガナインゴアル、理由書ニ示サレテゴザイマスル所ノモノハ、唯單ニ二行半バカリニ書イテアル所ノ簡単ナル説明ニ外ナラナイノデアル、一條二條ノ單行ノ法律ヲ改正スルニ至リマシテモ、其改正ノ理由ト云フモノハ、事縛密ニ理由書ニ掲グラレテアルノデアル、然ルニ二十餘年間行ハレテ居ル、而モ日本法典ノ中ニ於テ、最モ永ク生存シテ居ル法律ヲ改正ヲスル説明ト云フモノガ、僅ニ二行半ノ文字ニ過ギナイト云フ事柄ニ至リマスルト云フト、政府當局ガ如何ニ此法律問題ニ對シテ、議院ヲ侮辱シテ居ルカ、如何ニ此民間ノ法曹ト云フモノヲ侮辱シテ居ルカト云フコトノ一般ガ見エルノデゴザイマス、甚ダ卑近ノ例デゴザイマスケレドモ、匹夫匹婦ガ細君ヲ離別スルニ方テモ、其理由ハ三下リ半ト云フ事柄ハ、古來ヨリ極シテ居ル定則デアル、然ルニ二十有餘年來、一國ノ法典トシテ存在シテ居ルモノヲ離別ヲシテ、更ニ新ナル法律ヲ迎ヘントスルニ方シテ、其理由ガ細君ノ離別ヨリモ一下リ少イト云フニ至シテハ、實ニ人ヲ馬鹿ニシタ話ト私ハ言ハネバナラスト考ヘル、而シテ斯ノ如ク咄嗟急激ノ間ニ、此法典ノ改廢ト云フモノヲ企テントシテ居ル立法ノ手續、其立法ノ手續ニ至シテハドウデアルカ、帝國議會ガ開ケテ直ニ提出セラレタル議案デハナインゴアル、議會ガ既ニ過半ノ日子ト云フモノヲ經過致シマシタル後ニ於テ、忽然トシテ刑法改正案ナルモノガ出タノデゴザイマス、其間ニ之ヲ世論ニ問ウテ、是非ト云フモノ、研究ヲ盡シタルト云フ手續モ亦ナインゴアル、單行ノ法律數條數十條ニ涉ル法律デゴザイマスルノナラバ、是等ノ事柄モ亦恕スベシデアリマス、併ナガラ數百條ニ涉ル所ノ法典、即チ「コード」ト爲シテ居ルモノニ至リマシテハ……典ト爲シテ居ルモノニ至リマシテハ何レノ國ノ立法例ヲ見マシテモ、少クモ二年三年、長キハ四十年、五十年ノ久シキ間、草案ト云フモノヲ社會ニ示シテ、サウシテ是非ノ攻究ヲ求メル事柄ガ、立法ノ實例デアルノデアル、然ルニ此今回提出セラレタル所ノ案ニ至リマシテハ、全ク草案ト云フモノヲ祕密ニシテ、外間ノ論議ヲ避ケテ、殊更ニ議會ノ閉會ノ前十數日前ニ於テ、若クハ數十日ノ前ニ於テ咄嗟之ヲ出シテ、通過ヲ策セントスルニ至シテハ、是モ亦議會竝ニ民人ト云フモノヲ立法問題ニ於テ、如何ニ待遇シテ居ルカト云フコトノ一斑ガ分ル、刑法ノ内容ノ善惡ハ固ヨリ論ズルヲ要セヌケレドモ、立法機關ト云フモノニ對シテ、如何ニ

侮辱ノ念ヲ持テ居ルカト云フ事柄ガ分ルノデアル、殊ニ知ラズ、立法ハ祕密ニ屬スベキコトデハナイ、所謂外交ト同シニナルベキモノデナイ、所謂行政トハ性質ガ違フ、立法ハ表顯的ノモノデアル、公然デアル、之ヲ祕密ニシテ是非ノ論議ヲ避ケルト云フ事柄ハ、如何デゴザリマセウカ、古ヨリ祕密ニ仕事ヲスルコトニ碌ナモノハナイ、小人閑居シテ不善ヲ爲スト云フ事柄ガアル、小人ノ態度ヲ學ンデ密ニ論議ヲ避ケテ、サウシテ此表顯的ノ法律ヲ作ツテ、一時ノ混雜ニ紛レテ通過ヲ策セントスルガ如キハ、實ニ立法ノ事例トシテ怨スベカラザル事柄ト、私ハ確信ヲ致スノデゴザリマス、殊ニ此草案ト云フモノハ、審ニ吾ニ諾ラザルノミナラズ、法典調査會ナルモノガ設ケラレテゴザイマスケレドモ、此法典調査會ノ總會議ニモ之ヲ付シテナイノミナラズ、調査會ノ一部タル刑法部全體ノ會議ニモ付シテナイ、起草委員ノ二三子ガ之ヲ修正校訂ヲシテ、直ニ議院ニ出シタト云フノガ、此經過デゴザイマス、議院ノ事柄ハ姑ク怨スペシトシテモ、又民間法曹ノ論議ヲ聽クコトハ姑ク怨スペシトシテモ、既ニ成立シテ居ル法典調査會ノ刑法部議マデ經ズニ、之ヲ出スト云フガ如キ事柄ハ、如何ニシテモ輕忽妄動極ル舉動ト、見ナケレバナラスト思ヒマスル、或ハ起草委員ノ二三子ハ、之ヲ以テ調査會ノ全部ヲ代表スルモノト心得テ居ルカ知ラヌガ、併ナガラ之ヲ認ムルト同時ニ、起草委員外ノ調査委員ハ、法律制定ニ附イテハ能力ノ全クナキモノデアルト云フ事柄ヲ社會ニ告白シタモノト言ハナケレバナラヌ、而シテ起草委員外ノ委員ハ、之ヲ能ク寃怒スルコトガ出來ルデゴザリマシタ際ハ、條約改正ト云フ政治上ノ理由ガアツタノデア調査會ノ會員タル者ガ、囂々トシテ之ヲ責メテ居ル譯アル、我國ニ於キマシテ民法商法ノゴザリマシタ際ハ、條約改正ト云フ政治上ノ必要アルニアラズ、而シテ俄ニ之ヲ動カルコトガ出來ル、一日モ速ニ之ガ通過ヲ圖ラナケレバナラヌト云フ、極テ大切ナル急務ニ接シテ居タノデゴザイマス、然ルニモ拘ラズ此商法民法ト云フモノハ、數年間民間ノ公論ニ問ウテ、是非討究ノ上ニ於テ、本院竝ニ上院ニ於テ可決決定ニ立至タ次第アリマス、此ノ如キ政治上ノ必要アル場合ニ於テスラ、政府ハ其當時ニ於キマシテハ、國論ト云フモノヲ重ンジ、サウシテ法典ノ忽諸ニスペカラザルコトヲ、注意シテ居タニモ拘ラズ、今回ノ刑法ニ至シテハ、政治上ノ理由アルニアラズ、條約改正ノ問題アルニアラズ、而シテ俄ニ之ヲ動カサナケレバナラヌト云フ必要アルニアラズシテ、一時ノ虛ニ乘シ應接ニ違ナキ間ヲ利シテ、之ガ通過ヲ策セントスルガ如キハ、實ニ人ヲ馬鹿ニシタ話デシテ言ハシメタナラバ、是ハ草案トシテ公示セラレタ間ガ、百年ノ永キニ瓦ルト云フコトモ言ヘルノテアリマス、即チ第一期ノ萌芽時代ヨリ法典論非法典論ノ争「サビニー」「チボー」等が失敗ヲ重ネタ、其變遷ノ次第ヲ調べテ、サウシテ刑法ノ改正ヲシテ、民法修正ニ關スル方針ヲ確立セシメテ、二ツノ草

案ニ著手スルニ至ッタ、其間ノ辛苦困難ハ五十年六十年ノ星霜ヲ經過シテ居ルノデアル、我國ノ政府當局者、殊ニ此法典調査ニ與ツタ人ハ如何ニ厚顏ナル人ナリト雖モ、如何ニ自負心ニ富ンダ人ナリトモ、我「サビニー」「チボー」ニ優レリト云フコトハ、如何ニシテモ言ヒ得マイ思フ若シ言フナラバソレハ嘘デアル、而シテ此現行刑法ノ根本ト相成ツテ居ル伊太利ノ刑法モ、草案ト爲シテ世間ニ行ハル、マデノ間ハ、十五六年モアツタノデアル、而シテ是モ亦草案確定ニ至ルマデ、帝國議會ニ提出セラル、マデニハ、内閣ノ變動學者ト實業家ノ間ノ爭論、幾多ノ艱難ヲ經過シテ、サウシテ確定上梓ニ立至ッタ次第デアリマス、而シテ此獨逸ノ方モ、伊太利ノ方モ、皆政治上ノ理由ガ加味セラレテ居ル、獨逸ノ刑法制定ト云フコトハ、聯邦統一ト云フコトノタメニ、伊太利ノ刑法ハ政治上劃一ノ目的ヲ達スルト云フコトノ必要ノタメニ、大ニ其制定ヲ急グノ事情アリシニモ拘ラズ、尙ホ且ツ年所ヲ閱スルコト、唯今申シタ如キ次第ナルニモ拘ラズ、今回ノ刑法ニ於テハ、年所ヲ閱スルトコロデハナイ、月處カ日處カト云フ位ノモノデアル、其理由書ハ参考ト爲ルベキ理由書ハ、適當ニ印刷ニモ付セラレズ、反古同然ノ紙ノ縁ニ日ヲ付シテ、急遽ノ間ニ之ヲ議ニ付シテ、委員會ヲ胡麻化サウト金テタノデアル、此ノ如キ立法例ハ世間ニ稀ニ見ル所デハゴザリマセヌ、絶テ無キ所ノモノデアラウト私ハ考ヘルノデアル、況シヤ刑法ヲ改正スルニ附キマシテハ、其運用ヲ掌ルベキ助法、即チ刑事訴訟法トノ關係モ調べナケレバナラヌ、諸種法律ノ調和ヲ圖ラナケレバナラヌノニ、是等ノ關係ハ一モ取調ラシテハ居ラヌノデアルト云フノハ、刑事訴訟法改正案ガ未ダ議會ニ現レヌカラデアル、又諸種法律トノ關係ヲ調査シタル結果トシテ、現ルベキ改正案ノ出テ居ラヌト云フコトニ徵シテモ、誠ニ明白ナル次第アリマス、又此ノ如ク急ガル、ニモ拘ラズ、刑法改正案ニハ施行期限ナルモノ、規定ナク、又施行法ナルモノヲ添ヘテ居ラヌ、唯紙ニ書イタ印刷物ヲ速ニ議會ヲ通過セシメテ、後トハ好イ加減ニ始末ヲ附ケヤウト云フコトナラバ可ナリ、併ナガラ此ノ如キ事柄ハ、立法ノ事例トシテハ許スペカラザルコトデアル、法律ハ時勢ノ必要、國勢ノ必要デアツテ、必要ト云フ事柄ヲ離レテハ法律ハ無用デアル、施行期限ナク、施行期日ナキ法律ト云フモノヲ出シタ所デ、運用法、刑事訴訟法ナルモノヲ出サヌ以上ハ、法律ハ紙ダケデ運用ガ出来ヌ、運用法ヲモ出サズ咄嗟急激ノ間に、混雜ニ紛レテ通過ヲ圖ラントスルノハ、殆ド憑據スル所ヲ知ルニ苦ムノデアリマス、世間ノ人ハ今回ノ刑法ト云モノヲ、法律ト見ルノガ一體間違ツテ居ル、是ハ一種ノ著述デアル、著作デアル、起草委員ノ人々ガ始テ珍シク外國ノ刑法ヲ見テ成ル程尤デアル、之ヲ日本ニ行ヒタイト云フヨリ、此說ヲ日本ニ紹介シテ、著述デハナイ、著作デハナイ、著述同様ノ考ヲ以テ法律ヲ出スト云フガ如キ事書ノ賣買ノ所得デモ多クシヤウト云フ念慮カラ出タト云フコトヲ言フ者ガアリマスガ、私ハ此說ハ必ず當ラザルモノデナイト信ズル、併ナガラ法律ハ著述デハナイ、著作デハナイ、著述同様ノ考ヲ以テ法律ヲ出スト云フガ如キ事書ニ至リマシテハ、ソレハ實ニ許スペカラザルモノデアラウト考ヘルノデゴ

ザイマス、一體第十三議會ト第十四議會トニ於キマシテ、本院ニ於キマシテ、諸君ノ協賛ニ依リマシテ、刑事訴訟法ト云フモノヲ改正ヲシテ、豫審ニ辯護人ヲ付スル案ト云フモノガ通過シテ居ルノアル、然ルニ之ヲ法律トシテ出ス事柄ニハ、頗ル躊躇スル、言葉ヲ換ヘテ云ヘバ民意ヲ代表シタル所ノ議會ノ協賛ニ成リタル法律ヲ政府案トシテ出ス事柄ハ、頗ル躊躇致スニモ拘ラズ、

其方ハ度外ニ置イテ、サウシテ自ラ出ス所ノ法律ノ方ハ急グト云フノハ、何タル了簡ノ違ツテ居ル事柄アゴザイマセウ、殊ニ當局大臣タル金子堅太郎君ハ、昨年ノ議會ニ於キマシテハ、貴族院議員ノ一人トシテ、豫審ニ辯護人ヲ付スル法案ト云フモノハ、刑事訴訟法ノ改正ヲ俟タズシテ、單行ノ法律ヲ以テ出サネバナラヌト云フテ、先生ハ清浦君ト大ニ論争ヲシテ、遂ニ清浦君ヲ攻撃スルタメニ、貴族院ノ演壇ニ立ツテ、豫審ニ辯護人ヲ付スル刑事訴訟法改正ト云事柄ニ付イテ卓ヲ敵イテ演説シタ人デアル、然ルニ自分ノ支配スベキ、

自分ノ副總裁タル法典調査會ニ、刑事訴訟法ヲ出ス事柄ニ躊躇シテ、此刑法ヲ出スト云フ事柄ニ、一生懸命ニナルト云フコトハ、如何ニモオカシイデハゴザイマセヌカ、併ナガラ在朝ト在野トハ所ガ違ヒマスルカラシテ、此間ニ心機一轉致サレタカモ知レマセヌガ、他人ニ對シテハ卒ザ知ラズ、金子君ニハ心機一轉ヲ許サレナイ、ソレハ前年ノ爭ニ於キマシテ、渡邊藏相ノ心機一轉攻撃ノ使節ノ大命ヲ帶ビテ、熊、大磯ヘ往ツテ、心機一轉論ヲ頭ヨリ攻撃セラレタノハ、金子堅太郎デアルノデアル、然ルニ此刑法ト云フ問題ニ附キマシテ

ハ心機一轉ノミナラズ、再轉、三轉、四轉、殆ド端睨スペカラズ、人ヲシテ常識ヲ以テ判断シ得ラレズル程、疑ヲ懷カシムルト云フ事柄ニ至リマシテハ、本員ハ感ウテ感ハザルヲ得ヌノデアル、質問ノ大體ハ書面ニ大變詳シク私ハ認メテ置キマシタ、質問ノ條項ハ前後十箇條、一々此處テ演説スルダケノ事柄デハアルマイト思ヒマスルシ、殊ニ會期切迫ノ今日ニ於キマシテハ、事ミシク條項ヲ逐ウテ論難ハ私ハ致シマセヌ、大體ノ趣意ハ書面ノ方ガ、餘程演説ヨリハ詳シク認メテゴザイマスカラ、一々御回答ヲ得タイト云フノデゴザイマス、併ナガラ最後ニ一點茲ニ申上ゲテ置キタイ點ガゴザイマス、ソレハ書面ノ中ノ一番最終ニ掲ゲテアル件デゴザイマス、ソレヲ朗讀致シマス第十政府ハ刑法改正案ヲ提出シテ生存二十年ノ現行刑法ヲ根本的ヨリ改正是ガ最後ニ書イテアル點デゴザイマス、是ハ詰リ我政府ニ於ケル總テ立法事業ニ對スル所ノ一定ノ方針ヲ伺ヒタイト云フ事柄ニ附イテ、強キ論點デゴザイマス、承ル所デハ貴族院ニ於テハ、斯ノ如キ亂暴ナル立法事業ハ無イト云フナリヤ

レドモ、斯ノ如キ立法ノ惡例ヲ遺スト云フ事柄ハ、宜シタナイト信ジマスル、又將來ノタメニ於テ、甚ダ感心致シマセヌカラ、此質問ヲ提出シテ置キマシタ、政府ハ宣シク速ニ相當ナル答辯ヲセラレンコトヲ望ムノデアリマス

○議長(片岡健吉君) 福田久松君

(福田久松君演壇ニ登ル)

○福田久松君(百九十九番) 諸君、私ハ一體常ニ沈默ヲ守ツテ居リマシテ、諸君ノ御高説ヲ聽イテ居ルノガ、私ノ持前デゴザイマス、今日ハ實ハ此歲計上ノコトニ付イテ、質問書ヲ出シマシテゴザイマスル、此私ガ常ニ沈默主義ヲ守ツテ居ルニモ拘ラズ、此歲計上ノ質問書ヲ出スト云フ所以ノモノハ、如何ニモ奇怪ニ堪ヘヌ、黙止シ難イノ表情ヨリ、提出シテ見タノデゴザイマス、諸君モ御承知ノ通、日清戰爭以來、戰後ノ經營ト唱ヘテ、種々様々ナ財政計畫ヲ政府ハ立テタノデゴザイマス、此間計畫ハ立ツテ見マシタケレドモ、又歲入ガ不足シテ、又増稅タクシマスレバ、一方ハ財政無暗ニ紊亂シテ參此增稅ヲシタガタメニ、財政ハドレタケ整理ガ附キマシテゴザイマスル、社會ノ經濟社會ハドノヤウニ平穩無事ニ歸シテゴザイマス、誠ニ奇怪千萬ト言ハナケレバナラズ、一方ニ増稅ヲシマスレバ、一方ハ財政無暗ニ紊亂シテ参リマスル、一方ヲ整理スルト云ヘバ、社會ノ經濟社會ハ日ニ益、不安心ニ陷リマスノガ、今日ノ諸君ハ御承知ノ有様デゴザイマス、私ハ申スマデモゴザイマセズ、前後三回增稅案ヲ出シマシタ、又今期ノ議會ニモ種々様々ナ困難ヲ重ネテ、漸ク此增稅案ガ通過シテ、果シテ我日本ノ政府ノ財政ガ鞏固ニナルヤ否ヤ、政府ガ增稅案ヲ出シマスルト云フト、八千二百万有餘圓、斯様ナ增稅ノタメニ、ノ額ヲ計算シテ見マスルト云フト、吾ミ四千五百万ノ人民ハ、餘計ナ負擔ヲセナケレバナラヌコトニナクタノデゴザイマス、倍会度增稅案ガ通過シテ、果シテ我日本ノ政府ノ財政ガ鞏固ニナルヤ否ヤ、政府ガ增稅案ヲ出シマシタ説明書ニ據シテ見マスルト云フト、清國事變費ヲ償却スルタメ、及財政ヲ鞏固ナラシムルタメニ、此增稅案ヲ發シタノデアルト云フノデゴザイマス、既往ノ增稅案ヲ覆スルトキモ、何時モ斯様ナ口調デゴザイマス、天聰ニマデ達シテ、財政ヲ鞏固ニ致シタウゴザイマスカラ、ドウカ此增稅案ヲ御裁可下サルヤウニト、其後トハ何時デモ財政ハ鞏固ニナリマセズ、今度モ果シテ私ハ左様デアラウト思ヒマス、若シ左様デゴザイマシタナラバ、實ニ聰明ヲ蔽ヒ奉ルト云フ罪デ、政府ハ勿論吾ミモ誠ニ天朝ニ對シ奉フテ、相濟マヌコトデアラウト私ハ思ヒマス、ソレ故ニ此增稅案ガ通過シテ、果シテ將來後日我日本ノ財政ガ鞏固ニナルヤ否ヤ、其計算ヲ私ハ示シテ貰ヒタイト思フノデゴザイマス、ソレガタメニ私ハ此處デ自分ガ調べタ所ノ計算ヲ参考ニ政府ニ申シテ見ヤウト思フノデゴザイマス、ソレテ先日來豫算委員其他ニ於テ、政府委員ノ申シタコトヤラ、其他所謂政府豫算其他ニ對シテ、参考ニ出サレタ所ノ書面ニ依テ見マス、以後財源ヲ要スルト云フ部分其モノガ、政府ノ是ハ過日來豫算委員會其他デ申シタデゴザイマス、三千六百六十六万圓、是ハ三十三年度ニマテ仕拂フベキ金額ニ對

スルモノデ、公債ヲ募集セントシテモ公債ガ募集出來ナイ、斯様ナ金額ガ今
差當ツテナケレバナラヌト云フ金額ハ是タケアル、ソレカラ又三十四年度ヨリ
三十八年度マデ、所謂戰後ノ經營ガ略、整頓スル時機デゴザイマス、是マデ
ニ九千餘万圓、併テ一億三千五百七十万圓ノ金ハ、更ニ財源ガナケレバ此
整理ハ附カヌノデゴザイマス、而シテ此金ハ政府ハドウシテ之ヲ遣縁リ爲サ
ルデアルカ、公債ノ目的ニ重ニナシテ居リマス、併ナガラ今日ノ市場ノ有様デ
公債ヲ募集スルト云フコトハ、到底新ニハ望ハナカラウト思フノデゴザイマ
ス、先ヅ此公債ノ有様ニ依テ申シテ見マスルト云フト、日本ノ現在ノ公債
ガ五億一千七百三十三万有餘圓、現在持ツテ居ル所ノ公債額ガ、斯様ニアル
ノデゴザイマス、ソレカラ戰後ノ經營ト云フ事業ヲ始メテ、未ダ其殘リノ部
分ニ屬スルモノ、即チ未募集額一億四千四百八十有餘萬圓ゴザイマスル、又
此先キニ三十八年度マデニ、一億四千有餘萬圓ハ募ラナケレバナラヌ、今日ニ
至ジテ既ニモウ公債ノ募集スルト云フカハ、此日本ノ國家ニナクナシタノデ
ゴザリマス、然ラバ即チ之ヲ外國ニ往ツテ公債ヲ募ラウカ、ナカク此私ノ見
込デハ、外國ヨリ金ヲ借ルト云フコトモ、困難ドコロデハナイ、決シテ私ハ出
來ス、若シ之ヲ募ルト云フナレバ、之ハ夢ヲ見ルヤウナモノデアラウト私ハ思
フ、ソレア今外國ニ在ル所ノ日本ノ公債ノ現狀ヲ調ベテ見マスルト云フト、三
十一年度末ニハ五千六百八十一万六千四百五十一万圓ト云フモノガ、日本ノ
公債ガ外國ニゴザイマシタ、而シテ三十二年度末ハ、ドレダケアルカト申シ
マスルト、一億五千四百八十八万三千ト云フ金ニナシテ居リマス、此計算デ見
マスルト云フト、日本ノ公債ガ外國デ非常ニ景氣ガ宜イ、非常ニ一箇年ノ間ニ
殖エタヤウテゴザイマスガ、此中ニハ御承知ノ三十二年度十月ニ募フタ、一千
万磅ト云フ金ガ這入ツテ居ルノデゴザイマス、是ハ自然ニ日本ノ公債ガ人氣
ガ宜クテ、這入ツタ金デハ決シテゴザイマセヌ、御承知ノ通無理ナ手數料澤
山ナ「シンヂゲート」澤山ナ手數料ヲヤッテ、手數料ヲ欲シイガタメニ、外國
ノ人ハ我一千万磅ノ公債ヲ買ツテ吳レタノデゴザイマス、ソレ故ニ買ツタガ最
後、其後トハ諸君ドウナフタカト申シマスト、日本ノ公債ヲ手數ヲ取ツテシマ
ヒ、買ツテシマヘベ、日本ノ公債ヲドシード賣出シタ、ソレガタメニ日本
ノ公債ハ、外國市場デ非常ナ恐懼ヲ來シテ、暴落ヲ來シタ、政府ハ狼テ、其
トキハ幸ニ債金ガアツカラ、後口ニ回ツテ債金ヲ出シテ、二千五百万圓買ツテ、
暴落ヲ喰止メタ、斯様ナ有様デゴザイマスカラ、若シ今後ニ外國ニ日本ノ公
債が出售ルトシタナラバ、直タニ暴落スル、其暴落スル結果ハ、日本ノ公債市
場ニ及シテ來ルカラ、政府ハ後口ニ回ツテ買入ル、カ、買ヒタクモ今日ハ一
文ナシデゴザイマスカラ、買ヒタクモ買フコトガ出來ナイ、暴落スル體ニ、
恐慌ノ來ルガ儘ニ任センケレバナラヌデハナイカト私ハ思フ、殊ニ諸君モ御
承知ノ通、此兩三日倫敦ノ爲替ニ見マスルト云フト、八十磅四分ノ三マデニ日
本ノ公債ト云フモノガ、暴落レテ來テ居リマス、是ガ故ニ外國カラ公債ヲ入
レルト云フコトモ詰リ到底望ハ私ハナイセノデアラウト思フ、サウナレバド

ウスルカト云フノガ、私ノ疑問デゴザイマス、是ハ今公債ヲ目的トシテ、此
戰後ノ經營ヲ仕逐ゲヤウト云フ所ノ、公債ニ關係シタ事柄デゴザイマスル
ガ、此外ニ未ダ金ガ入用ガアル、三百五十万圓ト云フモノハ、三十一年度ノ
一般會計ヘ、償金部カラ貸シテゴザイマスル、勿論此中五十万圓ハ、是ハ御
承知ノ支那ノ專管居留地、特別會計ニ貸シテゴザイマスルガ、彼ガ首尾克
ク往キマスレバ、或ハ此五十万圓ハ取還シハ附クカト云フ、初ハ見込テゴザ
イマシタガ、今日ハ是モ到底取還ノ附クベキモノハナイ、到底五十万圓損ヲ
シナケレバナラヌ、ト云フノハ、今日ノ實況ダサウデゴザイマスカラ、此三
百五十万圓モ詰リ時期ガ來レハ、トウシテモ還サナケレバナラヌ金ガゴザイ
マス、ソレカラ償金部ニ於テ一千五百七十八万圓ヲ日本政府ガ公債ヲ持ツテ居
リマス、是モ時期ガ來レバ其時期モ二三年ノ中ニ
ドヲシテモ此一千五百七十八万圓ハ、日本政府ガ公債ヲ買ツテ持ツテ居ルノヲ
賣出サヌケレバ、其事業ノ進行が出來ヌ、進行シテモ其金ヲ拂ハンケレバ、
即チ政府ハ要求サレルト云フコトニナリマスカラ、是モドウシテモ何時カ一
度ハ賣ラナケレバナラヌ、公債募集ドコロデハナイ、賣ラナケレバナラヌ金
ヲ、斯様ニ政府ハ持ツテ居ルノデゴザイマスマダ此外ニ二百五十九万圓、是
ハ勸業債券ヲ買ツテ持ツテ居ルノデ、是モ償金部ニ持ツテ居リマスカラ、正金
ノ使ヒ拂ノ途ガ一三年ノ中ニ來レバ、是モ矢張賣ツテ正金デ賣ラナケレバ
ナラヌ都合、斯ウ云フ金ヲ併セマスルト、先ヅ概算ガ一千三百八十八万圓
ゴザイマスル、前申上ゲタ公債ト此金ト合セマスルト云フト、一億九千有
餘万圓ニナリマスル、マダゴザイマスル、此軍艦水雷艇補充基金、此中モ御
承知ノ通、今度日清事件ノタメニ之ハ使ツテ居マスル、勿論全部使ツテハゴザ
イマセヌガ、マダ此外ニモ斯様ナ金ガ入用ガアル、諸君モ御承知ノ通、第十
三議會デ決議シタ所ノ軍艦水雷艇補充基金法、此法ニ依ツテ見マスルト云フ
ト、明治三十六年度ヨリ一般會計ヨリ年々六百五十万圓宛引去ツテ、其會計
基金ヘ繰込マナケレバナラヌ精神ニナシテ居ルノデゴザイマス、此金ヲ三十
六年、三十七年、三十八年、此三箇年計算シテ見ルト、三千万圓ノ金ニナル、
斯様ナ金モ此法律ノ結果トシテ、モウナケレバナラヌ金ガアルノデ、之ヲ總
計シマスルト云フト、二億一千七百二十四万圓、斯様ナ巨額ニナルノデゴザ
イマス、此高ト云フモノハ前申上ゲマシタ通、公債ヲ募ルカ又増稅ヲ取ル
カ、今日ノ財源デハモウナインデゴザイマスル、如何ニシテ之ヲ政府ハ整理
シテ往クカ、此急ニ應シテ支出シテ往クカ、勿論此中ニハ債金ノ殘リガ、三
十八年度後ニ至ツテ五百四十二万圓ト云フモノト見テ、債金ノ全クハ残ルモ
ノト爲ツテ居ルノデゴザイマスガ、之ヲ差引イタ所デ、一億一千百八十二万圓
ハ、ドウシテモ金ガナケレバナラヌ、此金ヲ政府ハ前途ノコトデハゴザイマ
ス、前途ノコトデハゴザイマスガ、最早三十四年度ニ掛ツテ居ル、御承知ノ通戰
後ノ經營ト云フモノハ、一十八年度デ略、結了スルコトニハナシテ居リマスガ、
其實際ノ有様ハ三十六年度デ、大抵ノコトハ結了ガ附クヤウニナシテ、綠上ヲ

タノテゴザイマス、此公債ト云フモノヲ、ソレガ故ニ三十八年度ハ僅々八百万圓募集額ノ見込ニナッテ居ル、斯様ナ巨額ニナッテ居ルガ、此先ノ支出ノ見込ハドウスルカ、若シ政府ガ今度ノ増税ガ出來テアルカラ、ソレテ其支出ハ出來ルト云フナラバ、私ハ尙本問ハネバナラヌ、今度ノ増税ハ御承知ノ通、既ニ使タル所ノ清國事變費、是カラ使ハントスル所ノ清國事變費ニ充テ、殘リガアレバ、其先ハ一般ノ歳出ニ、議會ノ協賛ヲ經ルト云フコトニナッテ居ルノデゴザイマスカラ、今私が申上ゲタ所ノ二億一千餘万圓ノ金ハ、三十八年度マデニナケレバナラヌ金デアル、而シテ今度ノ増税ヲ使フト云フ道ハ、既ニ三十八年度頃マデニ、使ヒ途ガチヤント定ツテアルノデゴザイマス、其先ハ免ニ角、其以前ハ決シテ今度ノ此増税ガ、當テニハ少モナラヌノデゴザイマス、サレバ政府ハドウシテ此遣リ綠ヲ付ケマスカ、少シク政府モ是ニハ私ハ御注意ラ——御反省ヲ願ヒタイト思ウテ居リマスカ、何シロ今日ノ國力デハ、私ノ間ハントスル所ヲ言ヒマスト云フト、御承知ス通日清戰爭前ハ租稅ト云フモノモ、六千万圓デアッタモノガ、今日ハ御承知ノ通、當議會ノ協賛シタル所ノ租稅ト云フモノハ、一億六千万圓ニナッテ、殆ド三倍デアル、斯様ナ有様デ租稅ハ年々増加スル、市場ノ有様ハドウデアル、斯様ナコトヲ考ヘテ見マスト云フト、此上ノ増税ハ國力ハ逆モ許サヌノテ、若シ許ストシタナラバ、ドウ云フ計算テ御許ニナルカ、尙ホ社會ノ一般ノ有様ヲ見マスト云フト、單ニ此銀行ダトカ會社ダトカ云フ部分ニ附キマシテモ、日清戰爭前ハ會社ノ數ガ二千三百十三、其資金ノ金額ガ四億デアッタ、日清戰爭後ニ起ツタノハ幾ラデアルカト云フト、九千百八十二ト云フ會社銀行ガ起ツタ、其資金ハ幾ラカト申シマスト、八億四百万餘圓、而シテ此金ガドレダケ仕拂ガ濟ンデ居ルカト申シマスレバ、丁度半額シカマダ拂込ガ濟ンデ居リマセヌ、僅ニ半額ノ拂込ガ濟ンダ所デ、最早社會ノ有様ハ今日ノ如ク困窮シテ居ル、此先キノ半分ハ如何シテ之ヲ拂込ガ出來マスカ、此事ヲ以チマシテモ、モウ到底國力ハ此上ノ政費ノ負擔ハ、許サレヌノデゴザイマス、若シ假ニ數歩ヲ方其效多シト云事實果シテ死ニ致リタル者一人又之ヲ自殺ノ用ニ供シテ死シタル者一人又之ヲ殺人ノ用ニ供シテ死ニ至ラシメタルモノアリト云フ事實果シテ如何竝ニ中毒者カ解毒剤ニ依リ解毒シタル人數如何

一「ベスト」流行地ニ於テ毒藥亞硫酸園子配布ノ結果大阪市南區島ノ内餉園子ヲ使用シタル方法ハ明治二十年三月藥品營業並藥品取締規則第三十條第三十一條第三十二條ニ違犯セシニ非サル乎竝ニ亞硫酸園子使用方法詳細ニ示サレタシ

一「ベスト」流行地ニ於テ毒藥亞硫酸園子配布ノ結果大阪市南區島ノ内餉園子ヲ使用シタル方法ハ明治二十年三月藥品營業並藥品取締規則第三十條第三十一條第三十二條ニ違犯セシニ非サル乎竝ニ亞硫酸園子使用方法詳細ニ示サレタシ

○平岡萬次郎君〔百九十三番〕諸君、極テ簡單ニヤリマス、本員ハ劇毒藥取締ニ關スル件ニ附キ質問ヲ致スノデアリマス、質問題趣意書ヲ此處テ朗讀致シマス

一劇毒藥ノ取締ハ人命保護ノ爲ニ外ナラス明治三十三年四月中旬ヨリ同三年十二月ニ至ル間ニ於テ「ベスト」豫防ノ爲メ捕鼠ニ關シ毒藥亞硫酸園子ヲ使用シタル方法ハ明治二十年三月藥品營業並藥品取締規則第三十條第三十一條第三十二條ニ違犯セシニ非サル乎竝ニ亞硫酸園子使用方法詳細ニ示サレタシ

一「ベスト」流行地ニ於テ毒藥亞硫酸園子配布ノ結果大阪市南區島ノ内餉園子ヲ使用シタル方法ハ明治二十年三月藥品營業並藥品取締規則第三十條第三十一條第三十二條ニ違犯セシニ非サル乎竝ニ亞硫酸園子使用方法詳細ニ示サレタシ

一又小兒ノ知ラヌシテ之ヲ食シ中毒シテ死ニ致リン者二人老人ノ誤テ食シ中毒シテ死ニ致リタル者一人又之ヲ自殺ノ用ニ供シテ死シタル者一人又之ヲ殺人ノ用ニ供シテ死ニ至ラシメタルモノアリト云フ事實果シテ如何竝ニ中毒者カ解毒剤ニ依リ解毒シタル人數如何

一毒藥亞硫酸園子配布ノ爲メ中毒若クハ死亡シタルモノヲ隠蔽スト云フ事實果シテ如何

一亞硫酸園子ヲ用ヰ鼠族ヲ捕獲スルヨリハ通常捕鼠器械ヲ以テ鼠ヲ捕フル方其效多シト云事實果シテ死ニ致リタル者一人又之ヲ自殺ノ用ニ供シテ死シタル者一人又之ヲ殺人ノ用ニ供シテ死ニ至ラシメタルモノアリト云フ事實果シテ如何竝ニ中毒者カ解毒剤ニ依リ解毒シタル人數如何

一亞硫酸園子ヲ用ヰ鼠族ヲ捕獲スルヨリハ通常捕鼠器械ヲ以テ鼠ヲ捕フル方其效多シト云事實果シテ死ニ致リタル者一人又之ヲ自殺ノ用ニ供シテ死シタル者一人又之ヲ殺人ノ用ニ供シテ死ニ至ラシメタルモノアリト云フ事實果シテ如何竝ニ中毒者カ解毒剤ニ依リ解毒シタル人數如何

一鼠ノ數、通常捕鼠器械ニ依リ獲タル鼠ノ數如何

是ガ趣意デゴザイマスガ、此「ベスト」流行地ニ於キマシテハ、亞硫酸ヲ入レマシタ園子ヲ各戸ニ一ツ宛配布スルノデゴザイマス、各戸ニ一ツ宛配付シマシタ結果、其配付セラレタル所ノ園子ガ一度時ハ中秋觀月ノトキニ當リマシテ、大阪ノ南區島ノ内ニ餉コロ園子ヲ賣ル家ガアル、ソレガ誤テ餉コロノ中ヘ一ソ轉ゲ入レタタメニ、ソレヲ以テ、園子ヲ捨ヘタモノヲ廣く販賣シタモノノデアリマスカラ、五百餘名ノ中毒者ガ出來タト云フ事實ガアルノデアリマス、ソレカラ又配付シタル園子ヲ基盤ノ上ニ置クトカ、或ハ其他ノ所ニ置イテ、小兒豫算ガゴザイマスカ、胸算ガアリマスカ、ソレヲ詳細ニ私ハ承リタイト思フ、今日ハ此財政ノコト、或ハ經濟ノコトデハ、種々様々ノ御論ガゴザイマスケレドモ、一ツシテ此先ノ、既ニ計畫シタル所ノ事業ヲ爲シ遂ゲヤウトスルコトガ出來ヤウト云フ議論ハ、未ダーツモ見出スコトガ出來ナイ、今日ノ社會ノ慘状デゴザイマスカラ、ドウカ之ハ決シテ私ハ攻撃ノ質問デハナイ、演説デモゴザイマセヌ、國家ノタメニ實ニ憂フルニ堪ヘナイ、ソレ故ニ政府ハ赤心誠意、此質問ニ向ツテハ詳細ノ答辯セラレンコトヲ私ハ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 平岡萬次郎君

名量數使用ノ目的年月日及住所氏名職業ヲ記シ且捺印シタル證書ヲ差出スニ

非サレハ之ヲ販賣若クハ授與スルコトヲ得ス前項ノ證書ハ其日付ヨリ満十
年之ヲ保存スヘシ是ガ取締規則ノ一ノ條項ニアリマス、ソレカラ第三十一條ニ
ハ「毒藥劇藥ハ前條ニ記載シタル證書アルモ幼稚ノ者其他不安心ト認ム者
ニハ交付スヘカラス」ト云フコトガアルノアリマス、ソレカラ第三十二條ニ

ハ「毒藥劇藥ハ薬品ノ容器又ハ包紙ニ其名稱及販賣授與者ノ住所氏名ヲ記シ
毒藥ハ毒字劇藥ハ劇字ヲ付記スヘシ」ト云フコトガアルノアリマス、ソレカラ第三十一條ニハ「藥劑師ニ於テ醫師ノ處方箋ニ依リ患者ニ與フル藥劑ハ第三十條及
第三十二條ノ手續ヲ爲スヲ要セス」ト云フコトガアルノアリマス、此法律ヲ
嚴格ニ守ダナラバ、大阪其他「ペスト」流行地ニ於テ現ニ行クテ居ルガ如キ、各
戸ニ亞硫酸ヲ入レタ園子ヲ配付スルト云フ餘地ガ少モナイノアリマス、
是ハ前ニ讀上ゲマシタ所ニ據テ、諸君モ御了承ノコトデアラウト思ヒマス
ガ、此法律ハ獨リ人民ノミ守シテ宜イト云フ法律デハナクシテ、行政官廳モ均
シク此法律ノ下ニ在シテ、守ラナケレバナラヌコトニナクテ居ルノアリマス、
然ルニ大阪市ニ於テ其他又「ペスト」流行地ニ於キマシテ、之ヲ各戸ニ配付ス
ルト云フガ如キコトヲ爲スハ、此藥品營業竝ニ藥品取扱規則ト云フモノヲ全
ク無視シテ此事ヲ行ヒシニアラザルカト、本員ハ疑フノアリマス、果シ
テ然ラバ是ハ由々シキ大事デアラニ、行政官廳ガ是等ノ規則ヲ遵守セ
ズシテ、人ヲ殺傷シ疾病休業ニ至ラシムルト云フ事實デゴザイマスカラ、刑
法ノ過失殺傷ノ條項ニ當該ル行爲ヲ致シテ居ルノアリマス、尙ホ此後モ之
ヲ繼續シテヤラウトスルナラバ、一層取締ヲ嚴ニスルカ、但シハ此事ヲ斷然
ヨシテシマフヨリ外ニ致方ガナイト存ジマス、ソレ故ニ前條讀上ゲマシタ如
キ質問ガ、起リマシタノデアリマスルカラ、之ニ依シテ政府ハ果シテ本員等
ノ疑フ所、又世間ノ傳フル所ノ説ト、異ナク取扱方法ヲシテ居ルカ否ヤト
云フコトヲ、右質問題意書ニ對シ、親切明瞭ニ答辯アランコトヲ希望致シマ
ス

○議長(片岡健吉君) 安部井磐根君

(安部井磐根君演壇ニ登ル)

○安部井磐根君(百三十四番) 本員ノハ極短イノゴザイマス、本員等ハ「會
計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有スト雖モ而トモ猶
憲政一部ノ機關タルヲ免レスト信ス果シテ然ル歟」ト云フ質問ヲ提出シタノ
アリマス、是ハ第十四議會ニ於テ安川繁成君、其後ニ本員等ガ質問シタ、
ソレニ對スル政府ノ答辯ト云フモノガ要領ヲ得ナイ、ソレデ此知レ切ツタヤ
ウナ質問デアリマスガ、之ヲ起サネバナラスト云フヤウナ具合ニ、成リ來タ
ノアリマス、申スマテモアリマセヌケレドモ、會計検査院ハ本員等ガ國家
ノ會計ヲ監督スル、其監督ノ準備ヲ爲ス所デアリマスカラ、其院ノ如何ヲ心
得ネバナラヌカラ、是非モナインデアリマス、ソレデ其答ヲ得タ後ニ、更ニ
復タ質問ヲスルヤウナコトモアラウカト存ズル、是ダケデス

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ議事日程ニ移リマス、議事日程ノ一明治三十三
年度歲入歲出總豫算追加案栗原亮一君

(栗原亮一君演壇ニ登ル)

○栗原亮一君(六十二番) 明治三十三年度ノ追加豫算第二號、竝ニ特追第二
號ノ、三十三年度特別會計ニ屬スル所ノ追加豫算デアリマス、此委員總會ニ
於キマシテ、決議致シマシタ所ノ結果ヲ報告致シマス、此追加豫算ハ總額ガ
二十六万二千六百九圓餘デアリマシテ、其事項及金額ニ附キマシテ大體ヲ申
シマスレバ、三百五十六圓餘ガ、是ガ裁判所及臺灣總督府法院共助法施行ノ
結果デアリマスガ、前回ニモ此目ニ附キマシテハ、追加ヲ要求シテ通過シタ
ノデアリマスガ、又茲ニ再び追加ヲ要求スルニ至シタノハ、前ニハ法律ガア
リマシタケレドモガ、當時豫算ガナカッタモノアリマスカラ、其法律施
行ノ結果不足ヲ告ゲマシテ、此不足ニナルノハ、豫定ヨリハ犯罪人ヲ送ル
ト云フヤウナコトガ多クナリ、犯罪人等ガ增加シテ來タ結果、又再ビ之ヲ要
求スルノ已ムヲ得ザルニ立至シタノデアリマス、其事情ヲ詳細質問致シタ所、
已ムヲ得ザルト認メテ贊成シタノデアリマス、ソレカラ二千七百圓ガ特許公
報、是ハ特許法ニ基キマシテ、公報ヲ發行シテ居リマシタガ、其回數ガ豫定
外ニ増加ヲ致シタト云フコトデアリマシテ、此要求ヲスルノデアリマス、ソ
レカラ十五万九千圓餘ト云フモノハ、海外電報ト云フモノガ、豫定ヨリ増加
ヲ致シテ豫算ニ不足ヲ生ジタノデアリマス、三万七千八百七十七圓餘ト云フ
モノハ、先般一月二十九日ニ於テ、醫科大學附屬ノ第二醫院ガ火災ニ罹リマ
シテ、第一醫院ノ方ニ從來ノ建物ニ建増ヲ致シ、又模様替ヲ致シ、修繕等ヲ
加ヘ、其他器具ヲ買フト云フヤウナコトデアリマシテ、此内營繕費ガ七千三
十五圓、器品費ガ三万五百九十八圓七十錢、雜費二百四十四圓ト爲ルノデア
リマスガ、此追加豫算ノ編成ニナック時分ニハ、十分議會ニ於テモ、三十三
年度ニ於テ使ヒ切ルト云フ見込テ豫算ヲシタガ、此提出ガ遅レ停會等ノアッ
タタメニ、三十三年度ヲ決議シテモ、此金ガ年度内ニ、使ヒ切ルヤ否ヤト云
フコトデアリマシタガ、是ハ僅ナモノアリマス、此内一千圓バカリデ一棟增
築スルノデアリマスカラ、又器械等ハ金サヘアレバ直ニ買ヘルノデアリマ
シテ、僅ノ建築事業ダカラ、豫算サヘ通過スレバ、年度内ニヤリ切ル積デアル
ト云フノデアリマス、三十三年度ノ豫算トシテ、已ムヲ得ナイト云フコトニ
ナックノデアリマス、其次ハ四万七千八百五十一圓、是ハ東京府、京都府、神奈
川、長崎、沖繩ノ二府三縣ニ於テ、獸疫ガ流行ヲ爲シテ、其豫防ニ必要トス
ルノデアリマス、五百五十一圓ト云フモノハ、神戸ノ港務局ガ暴風ノタメ
ニ、石垣等ノ被害ヲシタダメニ、之ヲ修繕スルタメニ要スル、ソレカラ一万
四千四百七十圓餘、是ハ彼ノ月島丸ガ行衛知レズニナックコトハ、誠ニ不
幸ノ極、悲ムベキコトデ、當局ニ於テモ第二豫備金ヲ支出シ、出來ル限リ十
分ニ搜索致シマシタ所、先づ今日ノ模様デハ、沈没シタラシイト云フコトテ

アリマス、段々此搜索ヲ致シタ所ガ、漸ク駿河灣ニ於キマシテ、喜網ヲ以テ
搜索ヲ致シタ所、船體ト覺シキモノニ引懸ルト云フコトガ分リマシテ、マダ定
カニ斯ウト云フコトハ分リマセヌガ、ヤット手懸リヲ得マシタカラ、モウ一
層茲ニ費用ヲ投ジテ搜索ヲシタナラバ、事實が發見スルデアラウ、是非トモ
是ハヤルベキコトデアルカラ、何處マデモ當局者ハ親切ニヤラナケレバ、ナ
ラナイ、ソレニハ茲ニソレダケノ金ヲ要求シナケレバ、仕事が出來切ラスト
云フコトデアリマスカラ、是モ當然已ムヲ得メモノトシテ、協賛ヲ與ヘテ然
ルベシト云フコトニ決シタノデアリマス、而シテ右ノ財源ハ、第二豫備金ガ
マダ餘テ居リマスカラ、豫備金カラ支出シテモ出來ルコトデアリマスガ、
當局者モ議會開會中ハ、尙ホ議會ノ協賛ヲ經テ、支出スルガ當然デアルト云フ
コトデ、以テ、茲ニ協賛ヲ求メ來タノデアリマスガ、詰リ此財源ナルモ
ノハ、第二豫備金ノ残ツタモノヲ以テ、十分仕拂ガ出來ルト云フコトデア
リマシテ、他ニ財源ヲ求メル必要ハナイト云フコトデアリマス、是ガ第二號
デアリマシテ、ソレカラ特追第二號ノ特別會計ニ屬スルモノハ、東京砲兵工
廠ノ作業費デアリマス、是ハ十六万五千九圓六十錢、是ハ收支共ニ差引不
足ナント云フコトデアリマシテ、其必要ハ清國事件ノタメニ、兵器彈藥ノ製
造ヲ多クセネバナラヌト云フ所カラ、此不足ヲ告ゲタノデアリマスガ、特別
會計ノコトデアリマスカラ、收支差引ハ別ニ出入ハナイノデアリマス、三十
三年度ノ追加豫算ハ、是ダケデアリマス、マダ三十四年度ノ豫算モ殘ツテ居
リマスガ、是ハ法律ノ關係等モアリマシテ、マダ審査ヲシキラヌノデアリマ
スガ、今日報告スルノハ是ダケデアリマスカラ、左様ニ

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君(六十六番) 私ハ大藏ノコトニ附イテ質問ヲシタイノデスガ、
政府委員が若シ出席ニナラヌナラバ、唯カ出席ニナルヤウニ願ヒタイ
○議長(片岡健吉君) 出席ニナシテ居リマスガ……

○工藤行幹君(六十六番) ソレデハ少シ猶豫シテ、出席サレテカラ質問シマ
ス

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君(六十六番) 宜シウゴザイマスカ

○工藤行幹君(六十六番) 左様デス

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君(六十六番) 私ノ質問ハ外デゴザイマセヌガ、此第二號ノ追加
豫算ノ各項ヲ見マスト云フト、大抵第一號ノ追加豫算ヲ出ストキニ、此事ナド
ハ大抵豫知スル事ヲ得ルモノト、認メルモノバカリデゴザイマス、然ルニド
ウ云フ譯デ、政府ハ度々第一號第二號ト云フコトヲ、特ニ出スカト云フコト
ヲ、質問シタインデゴザイマス、如何ニモ此本員等ノ考ニハ、歲計豫算ハ
成ルタケ追加豫算ト云フモノヲナクシ、天災地變ト云フコトナラ已ムコトヲ
得ナイガ、一箇年ノ歲入歲出ハ、成ルタケ全部ヲ纏メテ、一括ニシテヤルガ
正當ナルコト、思フ、然ルニ近來續々ト、此追加豫算が出ル、是ガ天災地變
ノタメニ出ルコトデゴザイマスレバ、已ムヲ得ザルコトデゴザイマスルガ、今
度ハ同ジ出スニモ、第一號、第二號、或ル年ニ至シテハ第五號、第六號ト、續
出シテ來ルヤウナコトデアル、其事柄ヲ言ウテ見ルト、或ハ此大學ノ病院

ノ燒ケタコトニ附イテ、一方ニハ學校ノ方ハ、第一號ノ方ニ追加豫算トシテ
出シテ居ル、而シテ今度ハ病院ノ方ハ、第二號ノ方ニ出ス、同日ノ火事ニ罹
タモノト致シマスレバ、政府ハ必要トシテ、此事變ノタメニ出スナラバ、同
シク第一號ノ内ニ入レルコトハ、當然ナコトデアル、又石垣ノ修繕費ノ如キハ
昨年十一月ノ變災ニ石垣ガ損ジタノデアル、然ラバ勿論第一號議案ニ、是非
差置ケヌト云フモノナラバ、組シテ出スノガ當然デアルノニ、此ノ如ク特ニ
議會ニ出シサヘスレバ、宜イカラト云ツテ、無責任ナコトヲヤクテ居ヤシナイ
カ知ラヌト思フ、又或ル箇處ニ於テハ、苟モ歲入ガ増スト
云フト、直ニコイツヲ使ヒタクナシテ來ル、各省各項トモ流用ナモノデゴザ
イマスカラ、收入ガ増スト云フト、必ズ其支出ヲ求メテ、追加豫算ニ出ス、是
レ必ズ必要ナモノデナイト云フモノデモ、此追加豫算ヲ續ケ出スト云フ弊害
ニ出ルノデゴザイマス、故ニ私ハ之ヲ明ニ第一號ト第二號ト分ケル理由、ド
ウシテモ第一號ニ政府ハ豫知スルコトガ出來ヌカラ、第二號ヲ以テ出シタノ
デアルカ、或ハ分ノテ居シテモ何等ノ理由ガアツテ、之ヲ出シタノデアルカ、又
モウ一ツ言ヘバ、此本豫算ニ組ムベキ程ノ性質ヲ以テ居ル者モアルト思ヒマ
ス、ソレヲ本豫算ニ組マズ、追加豫算ニ出スト云フノハ、如何ナル理由デア
ルカト云フコトヲ、明ニ私ハ御説明ヲ得タインデゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 阪谷政府委員

(政府委員大藏省主計局長法學博士阪谷芳郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(阪谷芳郎君) 工藤サンニ御答致シマスガ、此追加豫算ハ成ルベ
ク一括シテ出シマスト云フコトノ便利デアルト云フコトハ、政府ニ於テモ御
同感ナノデゴザイマシテ、成ルベクサウ致シマスル計畫ニナシテ居リマスル、
併ナガラ此政府ノ部局ト云フモノガ、多數ニ分レテ居リマスシ、又此事變ノ
起リマスノガ、色々前後ガゴザイマスモノデスカラ、一括致シテ、ソレデス
カリモウ完結シタ積デ其當時ハ出シタノデゴザイマス、然ルニ其後ニ至リマ
シテ、又報告ガ參リマシタリ、又此帝國大學ノ火災ノ如キハ、即チ一月ニナッ
テ起シテ來タノ、ソレカラ色々取調ニ掛ケテ居ルト云フヤウナ都合デ、第一回ノ
追加ヲ要求致ス時分ニハ、モウ其外ニハ無論ナイ積デ出シタノデゴザイマス
ケレモ、又已ムヲ得ズシテ起シテ參リマシタヤウナコトデ、都合前後二回
ニ相成リマシタ、ソレデモウ此後ハナイ積ナンデス

○工藤行幹君(六十六番) モウ一應ソレザヤア承リタイ、此帝國大學醫科大
學ノ附屬ノ燒ケタノデゴザイマス、前ニ此大學ノ方ノ豫算ハ、第一號ニ組シ
テ出シテ居ル、然ラバ其當時必要ガナイト思ヘバ、同ジ日ノ事件ダ、然ラバ
之ヲ分ケテ出シテ、政府ガ宜イト云フモノナラバ、何故ニ又今度別ニ此第二
號ニ出シタカ、同ジ日ニ出來タ事件デアル、ソレヲ斯ク初ニハイラスト見タ
モノモ、尙ホ亦是ナラバ通リハシナイカ知ラヌト云ツテ、出スノデゴザイマ
セウカ、或ハ必要已ムヲ得ザルモノノデゴザイマセウカ、政
府ガ緩慢カラ起シタノデゴザイマスカ、私ハ明ニ承リタイ

○政府委員(阪谷芳郎君) 決シテ緩慢カラ起シタノデハゴザイマセヌ、アナ
タノ仰シヤル第一號ト云フノハ、物ガ達ヒハ致シマセヌカ、火事ノ起シタノ
ハ一月デゴザイマスカラ……

- 工藤行幹君(六十六番) 各特別會計ノ一號ノ方ニ、此事ニ附イテアルデハゴザイマセヌカ
- 政府委員(阪谷芳郎君) 火事ノコトハゴザイマセヌ
- 工藤行幹君(六十六番) フレヂヤアモウ一ツ承リマス、十一月ニアッタコトヲ第一號ニ之ヲ組ムコトガ出來ナカツタノデゴザイマスカ
- 政府委員(阪谷芳郎君) 第一號豫算ハ、大概十一月頃ニ締切リマシテ、サウシテ總豫算ト一緒ニ提出致シマス都合ニ致シテ置キマシタ、其時ニ遞信省ノ方カラ、詰リマダ取調ノ報告ノ參ラナカツタモノト見エマシタガ、大藏省ノ方デ受領シタモノト、總テ取調ベ……
- 工藤行幹君(六十六番) 私ハ大藏省ハ斯ウダノ、遞信省ガドウダノ、彼處カ後レタノ、此處ガ後レタノト云フコトハ、私ハ一向説明ヲ求メマセヌ、政府ヲ代表シテ是ハ何ガタメニ後レテ出シタノデアル、或ハ緩慢ニ出デタノカ、或ハ前ニハ不急ト認メタカト云フコトヲ承リタイ
- 政府委員(阪谷芳郎君) 緩慢ト云フ譯デハゴザイマセヌ、皆政府ヲ代表シテ答辯ヲシテ居ルノデゴザイマス
- 工藤行幹君(六十六番) サウスレバ、ドウシテ十一月ニアッタコトヲ、之ヲ出シタノハ何月デゴザイマス、其時ニドウシテ出サナカツタノデゴザイマス
- 政府委員(阪谷芳郎君) 其時ニハマダ調査ガ出來マセヌデゴザイマシタ
- 議長(片岡健吉君) 格別御質問モナク、大體ノ御議論モアリマスカラ、此第一ノ明治三十三年歲入歲出總豫算追加案第二號全部ヲ議題ニ供シマス
- 恆松隆慶君(百三十六番) 委員長報告通異議論アリマセヌ
- 議長(片岡健吉君) 委員長報告通、原案ニ御異議アリマセヌカ
- 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ二明治三十三年度特別會計歲入歲出豫算追加案特追第二號

二 (特追第二號) 明治三十三年度特別會計歲入歲出豫算

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

- 議長(片岡健吉君) 格別御質問モナク、大體ニ附イテ御論ガゴザイマセヌケレバ、全部議題ニ供シマス——委員長報告通、御異議ゴザイマセヌカ
- 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ其通決シマス、議事日程ノ二明治三十三年度特別會計歲入歲出豫算追加案特追第二號

三 渡官吏設置ニ關スル法律案(政府提) 第一讀會ノ續(委員長)

- 阿部興人君(十五番) 是ハ極簡單デゴザイマスカラ、本席ヨリ述ベマス、此委員會ハ例ニ依テ成立ヲ告グタル後、種々審議ノ末、全部可ナリト決シヘシタカラ、右御承知ヲ願ヒマス
- 恆松隆慶君(百三十六番) 直ニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ二讀會ヲ開クコトニ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 然ラバ其通決シマス——直チニ二讀會ヲ開クノ動議ガ出テ居リマスガ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、全部ヲ議題ニ供シマス

○議長(片岡健吉君) 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

北海道鐵道部支部局及派出工場現金前渡官吏設置ニ關スル法律案

二讀會

○恆松隆慶君(百三十六番) 讀會省略デ確定セラレントヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 三讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ省略致スコトニ致シマス——本案ハ委員報告通御異議アリマセヌカ

北海道鐵道部支部局及派出工場現金前渡官吏設置ニ關スル法律案

二讀會

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シマス

○多田作兵衛君(百七番) 此際議事日程ノ變更ヲ願ヒマス、其理由ハ唯今各員ニ配付ニナリマシタ政府案、巡查看守退隱料及遺族扶助料法案デアリマスガ、會期モ切迫シテ居リマスガタメ、議事日程ノ變更ヲ請ウテ委員ダケヲ拘ヘテ置キタイト思ヒマス直ニ議事日程ノ變更ヲ請ヒマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、多田作兵衛君カラ巡查看守退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案ヲ、議事日程ヲ變更シテ議シタイト云フ動議が出来マシタカラ採決致シマス、議事日程ノ變更ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、巡查看守退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス議案ノ朗讀ヲ省略シマス

ニ當ルトキハ一時金ヲ給ス但シ退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ハ此ノ限ニ在ラス

一時金ハ退職當時ニ於ケル月俸額ノ三分ノ二ニ勤續年數ヲ乘シタル額ト

第二條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者再ヒ前職ニ就キ勤續一年以上ニシテ第一條第一項各號ノ一二當ルトキハ前後通算シテ勤續三十年ニ至ル迄後ノ勤續一年ヲ加フル毎ニ後ノ退職當時ニ於ケル月俸額十分ノ一ヲ退

隱料年額ニ増加ス一時金ヲ受ケタル者又ハ受クヘキ者再ヒ前職ニ就キ第一條第一項各號ノ一二當ルトキハ前後通算シテ勤續十年以上ニ至ル者ニハ第二條ニ依リ後ノ勤續年數ニ對スル一時金ヲ給ス

第四條 巡查又ハ看守職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ者ト爲リ其ノ職ニ堪ヘス退職シタルトキハ退隱料ヲ給ス

前項ノ退隱料年額ハ退職當時ノ月俸三箇月分乃至六箇月分トス

第一條及第三條ニ依リ退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者本條第一項ニ當ルトキハ其ノ退隱料年額ニ退職當時ノ月俸四箇月分以内ヲ増加ス

前二項ニ依ル退隱料年額及增加金額ハ傷痍疾病ノ輕重ニ依リ之ヲ定ム

第五條 前條ノ規定ハ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後一年以内ニ其ノ傷痍疾病ニ起因シ前條第一項ニ當ルニ至リタル者ニ之ヲ準用ス

第六條 巡查又ハ看守交互通ニ轉職シ又ハ他ノ官職ニ轉シタルトキハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命セラレタル者ト看做ス

第七條 巡查又ハ看守左ノ各號ノ一二當ルトキハ遺族ニ扶助料ヲ給ス

一 職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ在職中死亡シタルトキ

二 勤續十年以上ニシテ在職中死亡シタルトキ

三 退隱料ヲ受ケ又ハ受クヘクシテ死亡シタルトキ

扶助料年額ハ前項第一號ノ場合ニ在リテハ第四條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ二トシ第二號ノ場合ニ在リテハ第一條又ハ第三條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ二トス

第八條 扶助料ハ寡婦ニ給ス寡婦死亡シ又ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ子ニ給ス

數子間ニ在リテハ法定家督相續ノ順位ニ依リ最先者ニ給ス最先者死亡シ若ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ順次次位者ニ轉給ス民法第九百六十九條ニ依リ家督相續人タルコトヲ得サル者及推定家督相續人ニシテ廢除セラレタル者ニハ扶助料ヲ給セス但シ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ状況ニ依リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルカ爲廢除セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 扶助料ヲ受クヘキ寡婦及子ナキトキハ扶助料ハ直系尊屬ニ給ス養子ハ家督相續人ニ非サレハ扶助料ヲ給セス

前項の場合ニ在リテハ先ツ父ニ給シ父死亡シ又ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此ノ例ニ依ル

第十條 扶助料ヲ受クル者ナクシテ死亡シタル者ノ家ニ在ル兄弟姉妹二十歳未滿又ハ篤疾若ハ癱疾ニシテ自活スルコト能ハサルトキハ扶助料ニ相當スル金額ノ三箇年分以内ヲ一時限り給スルコトアルヘシ

第十一條 退隱料ヲ受ケタル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一二當ルトキハ之ヲ給セス

一 國籍ヲ喪失シタルトキ

二 重罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 在職中ノ犯罪ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第十二條 遺族ニシテ左ノ各號ノ一二當ルトキハ扶助料ヲ給セス

一 前條第一號又ハ第二號ニ當ルトキ

二 寡婦婚姻シタルトキ

三 子年齢二十歳ニ満チタルトキ

四 爪屬ノ女婚姻シタルトキ

第十三條 子二十歳ニ満ルモ篤疾又ハ發疾ニシテ自活スルコト能ハス他ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ事由ノ存續スル間扶助料ノ三分ノ一ヲ給スルコトアルヘシ

第十四條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一二當ルトキハ其ノ間退隱料ノ支給ヲ停止ス

一 公權ヲ停止セラレタルトキ

二 六箇月以上行方不明ナルトキ

退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者再ヒ判官官待遇以上ノ官職ニ就キタル

場合ニ於テハ其ノ俸給月額ニ退隱料月割額ヲ合シ退職當時ニ於ケル俸給

月額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對スル退隱料ノ支給ヲ停止ス

第十五條 扶助料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者前條第一項各號ノ一二當ルトキハ其ノ間扶助料ノ支給ヲ停止シ第八條第九條ノ順位ニ依リ之ヲ次位者ニ轉給ス

第十六條 退隱料及扶助料ノ年額竝一時金ノ圓位未滿ハ圓位ニ満タシム

第十七條 巡查又ハ看守ノ勤續年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終ル但シ十二箇月未満ノ端數ハ之ヲ算入セス

休職及教習中ノ月數ハ勤續年數ニ算入ス

第十八條 巡查又ハ看守其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ軍人恩給法ノ算則ニ照ラシテ從軍年ヲ加算ス

第十九條 本法ニ於テ寡婦子尊屬ト稱スルハ巡查又ハ看守タル嫡出ノ

ノ當時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル者ヲ謂フ但シ父死亡後出生シタル嫡出ノ

子ハ死亡當時其ノ家ニ在ル者ト看做ス

第二十條 退隱料及扶助料ノ支給、停止及廢止ハ其ノ事由ノ生シタル翌月ヨリ之ヲ行フ

第五條 ニ依ル退隱料ノ支給ハ事由認定ノ翌月ヨリ始マリ前條但書ニ依ル

扶助料ノ支給ハ出生ノ翌月ヨリ始マル

第二十一條 退隱料、一時金及扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨ

リ三年以内ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス
第二十二條 退隱料ハ民事訴訟法第五百七十條及第六百十八條ノ規定ニ關シテハ恩給ト看做ス

第二十三條 本法ニ依ル給與金ノ支給ニ關スル事項ヲ裁定スヘキ行政官廳ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 本法ニ依ル給與金ハ巡查又ハ看守最後ノ退職又ハ死亡當時ニ於テ俸給ヲ受ケタル經濟ノ負擔トス否ヲ不當ナリトスルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニシテ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十五條 本法ニ依ル給與金ノ一部又ハ全部ヲ拒否セラレタル者其ノ拒否ノ不當ナリトスルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニシテ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十六條 本法ハ陸軍監獄看守、海軍監獄看守及其ノ遺族ニ之ヲ適用ス

附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 明治十五年太政官達第四十一號巡查看守給助例及明治十五年太政官達第六十六號ハ巡查看守、陸軍監獄看守及其ノ遺族ニ之ヲ適用セス但シ巡查看守給助例ニ依リ現ニ給助ヲ受クル者又ハ既ニ受クヘキ事由ノ生シタル者又ハ其ノ事由ニ起因シテ一年以内ニ重症ニ趨キ又ハ死亡シタル者ニ對シテハ其ノ第一條乃至第七條ヲ適用スルノ外本法第三條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第二十條第一項、第二十一條、第二十二條及第二十五條ヲ準用ス

明治三十三年法律第三十號ハ巡查、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守及其ノ遺族ニ之ヲ適用セス

○ 恒松隆慶君(百三十六番) 直ニ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

(政府委員内務省官房長谷場純孝君演壇ニ登ル)

○ 政府委員(長谷場純孝君) 今巡查看守ノ退隱料遺族扶助料ノコトニ附イテ

委員付託ノ御演説モゴザイマシタガ、此處ニ御説明ハシマイト思ヒマスケレドモ、一言述ベテ置キタイノハ、現行ノ救助法ハ御承知ノ通、明治十五年ニ制定セラレタモノデ、サウシテ其時分ノ巡查ノ俸給ハ、六圓ヨリ九圓ノ間ニゴザイマシタガ、即チ明治二十四年ニハ其俸給令ヲ改正セラレテ、唯今デハ九圓ヨリ十五圓ト云フコトニナリテ居リマス、旁ニ他ノ官吏ノ恩給法其他ノモノニ比較シテ、甚ダ不權衡ヲ來シテ居ル、ソレノミナラズ唯今ノ有様デハ、巡查看守ノ志願人ガ大ニ少ウゴザイマシタメニ、或ハ公共ノ安寧秩序ニ保護スル人員ノ缺乏ヲ感ズル懲ガアリマスカラ、此場合ニ於テ本案ヲ制定スルハ、誠ニ必要ナルコト、考ヘマス、宜シク委員ニ付託セラレテ、可決セラレントヲ望ミマス

○ 議長(片岡健吉君) 是ハ政府案デアリマスカラ、審査委員ヲ選バナケレバ兵令補則法律案第一讀會ノ續

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○ 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、次ハ議事日程第四徵

四 徵兵令補則法律案

第一讀會ノ續(委員長)

(管野善右衛門君演壇ニ登ル)

○ 管野善右衛門君(百八十五番) 諸君、本案ニ對スル特別委員會ノ經過及結果ハ、委員會ノ速記若クハ筆記デ、御了知ノコト、思ヒマスガ、併シ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ極ク簡短ニ御報告申上グヤウト思ヒマス、實ニ兵ノ事ハ國家ノ大事デゴザイマスルデ、國家利害ニ關スル個人休戚ニ關スル所、最モ重大ナルコトハ勿論デアリマスガ、故ニ特別委員ニ於キマシテハ、既往ニ現在ニ、將來ニ、或ハ歐米中重ナル國ノ法律ヨリ、若クハ現役及豫備後備ノ年限兵役ノ期限等ニ附キマシテ、或ハ給與額ハドウデアラウカ、給與ノ厚薄ハドウデアラウカトカ、家族扶助料ノコトハドウデアラウトカ、斯様ノモノモ悉ク審查シテ、又政府委員ニモ本案ニ對スル所ノ疑點ノ存スル所ヲ質シマシテ、尙ホ海陸軍政府委員ノ意向ヲモ略質シマシテゴザイマス、然ルニ政府委員ノ答辯スル所ニ據リマスト、兵役税ノコトハ各國ニモ例ノアルコトデアルシ、又道理ニ於テモ實際ニ於テモ不都合ナリトハ認メナイノデアルガ、唯複雜デアルカモ知レヌト云フ說ガアル、ツレカラ兵卒ニ供給スルト云フコトハ――給與ヲ厚クスルコトハ、其精神ニ於テ至極宜イコトデアルケレドモ、或ハ權衡上如何デアルカ、是等ノコトモ取調ベナケレバ、判明シナイト云フヤウナ御答デアツタノデゴザイマス、是ハ要スルニ徵稅ト給與トハ、敢テ反對スル譯デハナイガ、唯本法ノ完全ナランコトヲ欲セザレバ、同意ハシ難イコトデアル、實ニ重大ナル問題デアルカラ、明示シ難イ話デアルト云フコトデアツタガ、思フニ政府委員ノ意ノアル所ハ、酌量シマスルト、例令政府委員デハ徵兵令附則法律案ノ名稱ガ甘クナイトカ、一ノ法律ヲ以テ徵稅スルコトノ給與スルコトノアルハ、宜シクナイト云フヤウナコトデアルヤウニ考ヘラレマス、ソコデ一々意向ヲ酌量シテ、委員諸君ニ於テハ熱心ニ此案ヲ通過セシメテ、國家ノ利益幸福ヲ維持スルコトニシタイ、是非我國ヲシテ萬國ト並シテ、外國ノ侮ヲ防ギ、永遠ニ國權ヲ維持シ、國福ヲ増進スルヤウニ、爲サナケレバナラヌト云フヤウナ譯デゴザイマシテ、特別委員諸君ニハ非常ニ熱心ニ取調べマシテ、滿場一致ヲ以テ可決確定シタ次第デアルノデゴザイマス、願ハクバ諸君ニ於テモ篤ト御熟考ノ上、相當ノ決議アランコトヲ望ムノデアリマス、此案ニ對シテハ隨分入込ンダコトモアルト思ヒマスガ、御疑ノ廉ミハ、御質疑ニ依ヅテ御答シヤウト思ヒマスノデゴザイマス、一々申上ゲマスト隨分長クナリマスカラ、先づ簡短ニ御報告申シテ置カウト思フノデゴザイマス

○ 議長(片岡健吉君) 反對論デスカ

○ 工藤行幹君(六十六番) 私ハ敢テ質問スルノダヤアリマセヌケレドモ、此案ハ極テ重大ナル性質ヲ持テ居ル案ト思ヒマス、ト云フモノハ、唯此案其物ニ付イテ、敢テ此箇條ガ宜シイトカ、此項ガ不都合ダトカ云フ小問題ニアラズシテ、大體ノコトニ付イテ憂慮スル者デアル、ナゼナレバ此日本ノ兵ト云フモノハ、即チ血稅――義務ノ稅デアル、憲法ニモ日本臣民ハ法律ノ定ムソコデ此事ノ大體ニ付イテ……

○ 議長(片岡健吉君) 工藤君、御質問デスカ

○工藤行幹君(六十六番)　ハイ——ソコデ陸軍大臣カラ十分ニ、此事ニ附イテノ一ツ御意見ヲ承リタイ、其事ヲ聽カズシテ之ヲ輕々ニ付スルト云フコトハ、誠ニ遺憾デゴザイマス、陸軍大臣ニ——是ハ他ノ人デハイケマセヌ、陸軍大臣ガ自ラ御出席ニナシテ、十分此事ニ附イテノ——質問モシテ見タイ、又御意見モ承リタイ、若シ今日陸軍大臣ガ御出席ガナイナラバ、此案ヲ後ニ延シテ、陸軍大臣ノ出席ヲ待シテ大ニ質問ヲシ、然ル後ニ可否ヲ決シタイト、斯ウ思フノアゴザイマス

(政府委員海軍總務長官齋藤實君演壇ニ登ル)

○政府委員(齋藤實君)　此唯今御報告ニナリマシタ本案ニ附キマシテハ、前シテ、政府ニ於テハマダ十分ニ修正案ヲ見テ居ラヌノデゴザイマス、ドウゾ府委員カラ、委員ノ御尋ニ對シマシテ、御答致シタ次第モアルノデゴザイマス、然ルニ此御修正ニナリマシタ案ハ、先刻拜見致シマシタバカリデアリマシテ、政府ニ於テハマダ十分ニ修正案ヲ見テ居ラヌノデゴザイマス、ドウゾ重大ノ案デモゴザイマスカラ、十分ニ取調ベマシタ上ニ、政府ノ意見ヲ申スヤウニ致シタイト考ヘマスカラ、此段ヲ申上ゲテ置キマス

○田口卯吉君(五十九番)　議長

○議長(片岡健吉君)　田口君、御質問デスカ

○田口卯吉君(五十九番)　質問デス——本員ハ大藏省ノ當局者ハ、此稅法ニ附イテドウ云フ考ヲ持シテ居ラル、カ、委員會デトウニ云フ意見ヲ述ベラレタカ、其點ヲ伺ヒタウゴザリマス

(政府委員大藏書記官若槻禮次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(若槻禮次郎君)　唯今ノ案ニ附イテハ、委員會デハ大藏省ノモノハ、出テ説明ヲ致シタコトハゴザイマセヌカラ、委員會デドウニ云フコトヲ言ッタカト云フ御尋デアリマスト、何モゴザリマセヌト云フコトヲ申上ゲル外ハアリマセヌ、ソレカラ此案ニ附イテ、ドウ云フ考アルカト云フ御尋ニ附イカ、唯今此案ハ一方ニ兵卒ニ金ヲ遣ルト云フガタメニ、歳入ヲ見附ケテ、之ヲ御議シニナルヤウナ風ニ伺シテ居リマスノデ、其事ノ必要ノ外ニハ、唯今歲入ヲ之ニ依ツテ得ナケレバナラヌト云フ感シヲ、持シテ居リマセヌ

○工藤行幹君(六十六番)　愈此案ハ重大デゴザイマスカラ、唯今田口君カ

○西村淳蔵君(二百二十一番)　議長(片岡健吉君)モウ採決シヤウト思ヒマス

○西村淳蔵君(二百二十一番)　私ハ委員長ノ報告ニ反對デアリマス、其案ハ一應頗ル御尤ノヤウデゴザイマスガ、苟モ日本ノ兵隊ハ天皇陛下ニ對シ

天皇ノタメニ盡スト云フ精神デ、其職ヲ盡スト云フ考アルノデアリマスカラ、今更斯ノ如キ案ニ附イテ、多少ノ金圓ヲ給與スルト云フガ如キハ、却テ彼等ノ自衛ノ精神ヲ失フモノト信ジマス、故ニ遺憾ナガラ此案ハ廢棄ヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君)　採決致シマス、本案第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ附イテ

○本案ヲ二讀會ニ移スト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
少數
起立者

○議長(片岡健吉君)　少數——本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決シマシタ——議事日程ノ第五民法中改正法律案第一讀會ノ續——鮫島相政君

五 民法中改正法律案(關直彦君外二名)

第一讀會ノ續(委員長)

提出(報告)

○管野善右衛門君(百八十五番)　是カラ霜害ノ地租免除ニ關スル法律案ニ對スル特別委員會ヲ第九特別委員會ニ於テ開キタイト思ヒマス、御差支ガナケレバ許可ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君)　管野君ノ申立ヲ許可シテ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君)　御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

(鮫島相政君演壇ニ登ル)

○鮫島相政君(二百九十三番)　民法中改正法律案ニ係リマスル特別委員會ノ結果ヲ報告致シマス、此法律案ハ一見致シマシタ所デハ、極テ姑息ナル修正案ノ如ク、又至極微々タル所ノ問題ノヤウニ御感シニナリマス所ノ諸君ガアラレルカモ知リマセヌケレドモ、現ニ一方ニ於キマシテハ、法曹社會學者社

會等ニ於テ、鬻々是ニ附イテ議論ヲ試ミツ、アルノデアリマス、又一方ニ於

キマシテハ、全國到ル處ニ利害ノ關係ノアリマスル、重要ナ問題デアリマス、

如何ナル僻遠ノ村落ニ參フテ見マシテモ、金ノ貸借ヲシナイン所ハ決シテナイ

ノデアル、金ノ貸借ヲ爲シマスルニハ、種々様々ナル所ノ方法ガアリマス、

中ニ就イテ最モ廣ク、最モ多ク行レツ、アル所ノモノハ、所謂抵當貸ト云フ

モノデアル、故ニ抵當ヲ取シテ金ヲ貸スト云フ者カラ云ヒマスルト云フ、

其人ノ權利ノ消長ニ關シ、一般ニ附イテ申シマスルト云フト、大ニ金融ノ盛衰ニ關係ヲ及ス所ノ問題デゴザイマスカラシテ、決シテ輕微ナル問題デアルトカ、姑息ナル修正案デアルトカ云フガ如キモノデハナイト考ヘマス、ソレ

故ニ委員會ニ於キマシテモ、餘程議論ガゴザイマシタガ、約マル所ハ御手許ニ回シテアリマスルヤウニ、原案ヲ修正致シテアリマスル次第デアリマス、

丁度此修正ノ文句ト原案トヲ對照致シテ見マスルト云フト、原案ノ精神ヲ殆

ド滅却致シテ居ルガ如キ感ガ、何人モ浮ブ譯デアリマスケレドモ、之ヲ説明致

シマスルト云フト、矢張原案ノ精神ヲ一部ハ採シテ居ルト云フコトニナルノデ

アル、此法律案ノ精神ニ於キマシテハ、抵當ヲ取シテ金ヲ貸セル、抵當ヲ取

テ金ヲ貸セタ場合ニ於テ、二年後ニ至ルト云フト、其抵當權ノ效力ト云フ

モノガ、及バナイコトニナシテ居ル、是デハ日本ノ從來ノ慣行ニモ背キ、又

實際ノ取引ノ上ニ於テ甚ダ不都合デアルカラシテ、期限ガ經過シタ後、尙二

箇年分ニ附イテハ矢張抵當ノ效力ノ及ブヤウニ致シタイト云フノガ、抑

此法律案ノ精神デアツタモノデアリマス、併ナガラ段々委員會ニ於キマシテモ

ニナリマスルノデアリマス、ソレデ民法第三百七十四條ノ本條ニ據リマスル

ト云フト、縱令期限内デアツテモ、其後ノ一箇年分ニ附イテノミノ抵當權ノ

效力ガアルト、斯ウ云フ規定ニナシテ居ル、例ヘベ三箇年ノ期限デ以テ金ヲ

致シマスルト云フト、最前ノ一箇年分ニ附イテハ抵當權ハ效力ハナイ、後

トノ二箇年分ノミニ附イテ效力ガアルト、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデア
ル、サレハ既ニ利息ト云フモノハ、サウ何年間モ拠棄シテ置クモノデナイカラ
ラ、始ノ一箇年分ハ、既ニ辨濟シテ居ルモノデアルト云フコトヲ、法律上ニ看
做シテ、斯ノ如キ本條ニナツテ居ルノデアル、故ニ原案ノ通ニ致シマスルト、
前後通ジテ四箇年ト云フコトニナル、四箇年ノ抵當權ノ效力ヲ持タスト云フ
コトニナルノデアル、然ル處ガ此法ニ係リマス所ノ消滅時效ト云フモノハ、云フコ
如何デアルカト云フト、消滅時效ハ五箇年デアル、消滅時效ガ五箇年デア
テ、五箇年經過スレバ法律デハ、本金デスラ消滅シテシマフ所ノモノデアル
ノニ、前後四箇年ヲ通ジテ、利息ニ對シテ抵當權ノ效力ヲ及スナド、云フコ
トハ、最初ノ立法ノ精神ニモ悖リ旁不都合デアルト云フ所カラ、政府委員
スノヲ、此二箇年ト云フノヲ、期限前後ニ跨ッテ二箇年分ヲ效力ガアルト云
フコトニシタナラバ、ドウデアラウカト云フ所カラ、ソレニハ政府モ同意ヲ
致シタ譯ニナツテ居ルノデアル、之ヲ例ヘテ見マスルト云フト、現行ノ儘ニ
ダケニ抵當權ガ及ブ、期限後ニハ一切抵當權ヲ及セナイ、斯ウナツテ居リマ
シテ置キマシテ、例ヘバ六箇月若クハ一年ト云フ契約ヲ以テ、抵當ヲ取
テ金ヲ貸スカ、此場合ニハ、現行法ノ儘デハ六箇月ナリ、若クハ一年分ヨリ
外ニハ、其先取權優先權ガナイ、併シ修正案ノ通ニ致シマスルト、期限後ニ
モ及ブコトニナリマスカラ二箇年分ハドウシテモ取ラレルコトニナル、例ヘ
ナツテ來ル譯ニナルノデアル、併ナカラ期限後特ニ二箇年ハ、延長スルナド、
云フヤウナコトハ、餘程縁ガ遠イヤウデアリマスケレドモ、修正案ノ通致
バ六箇月ノ期限デ六箇月ヲ經過シ、一箇年ノ期限デ一箇年ヲ經過シテ、二
箇年目ニ請求スルコトニナルト、矢張期限前後ヲ通算致シマシテ、二箇年ハ
利息ノ先取權ガアルト云フコトニナリマスル故ニ、現行ノ儘ヨリモ餘程宜ク
モ及ブコトニナリマスカラ二箇年分ハドウシテモ取ラレルコトニナル、例ヘ
ナツテ來ル譯ニナルノデアル、併ナカラ期限後特ニ二箇年ハ、延長スルナド、
云フヤウナコトハ、餘程縁ガ遠イヤウデアリマスケレドモ、修正案ノ通致
シテモ、今申シマスル通、免ニ角二箇年ダケハ期限ガ切レテモ、矢張效力ガ
アルコトニナリマスカラシテ、大ナル是ハ、便益デアラウ、斯ウ云フ所デ政
府ノ同意ヲ得、委員會モ亦ソレガ多數デ以テ、丁度修正案ノ通ニ決定ヲ致シ
マシタ次第アリマス、斯ノ如キ次第デアリマシテ、ドウシテモ是ハ此修
正案デモ通過サセナイ限ハ、今日デハ從來ノ慣例ト全ク反シテ居ル、民法施
行前ト云フモノハ、御承知ノ通ニ舊戸長ノ公證ガアルカ、若クハ登記ヲシテ
アリマスルト、出訴期限ナドハ無期限デアッタ、十年經ツテカラ請求シテモ、
十五年間經ツテカラ請求シテモ、矢張抵當權ト云フモノハ、效力ト云フモノ
ガアッタノデアル、然ルニ此民法ノ出來タガタメニ、本金ト利息ノ抵當權
ノ效力ニ厚薄ヲ設ケ、殊ニ期限内ニ於テモ最後ノ一箇年ニ對スル分ヨリハ、金
外ニ取レナイト云フ如キ窮屈ノ制限ヲ設ケ、又期限ガ切レタ後ニハ、此新民
法ニハ利息ト云フコトハ言ハセヌノデアル、即チ損害賠償ナド、云フコトヲ
言ハナケレバナラヌ、利息ト云フ名稱ハ、契約期内ハ利息デアルト云フコト
ノ效力ニ厚薄ヲ設ケ、殊ニ期限内ニ於テモ最後ノ一箇年ニ對スル分ヨリハ、金
ヲ借リテモドウモ直チニ期限ガ來レバ、裁判ニ訴ヘラレテ、無理ニ請求ヲ受
ケルナド、云フコトガゴザイマスルノデ、詰リ委員會ニ於テ修正ヲ致シマシ
タ所デ、通過ヲ致シテ置キマスルト云フト、現行法ニ對シテハ、餘程ナ是ハ
便益ヲ得ルコトニナル次第ニアル

○花井卓藏君(百七十九番) 百七十九番
○議長(上田鶴蔵吉君) 質問デスカ

一五

○花井卓藏君(百七十九番) 質問デス、唯今委員長ノ報告ニ據リマスルト、本案ハ修正ニ依テ本案ト云フモノハ、殆ド減却セラレタモノノアルト云フ事柄ノ報告ガアリマシタ、私モ左様ニ考ヘマス、左様ニ考ヘマスルガ、ソレデ委員會ハ満足ニ結了シタノデゴザイマセウカ、本案提出ノ理由ニ據テ見マスルト云フト、本案ハ遲延利息ニ抵當權ヲ及ホスト云フノガ、骨子デアルカノ如ク恩ハレルノデアル、然ルニ此修正案ノ趣意ニ致シマスルト云フト、或ル場合ニハ遲延利息ニ抵當權ノ及ブベキ場合モゴザイマスルガ、併ナガラ全體總テガ、左様ナ傾向ノアルモノトハ心得ラレヌノデアル、ソレデ以テ矢張差支ナイト云フ御考デゴザイマセウカ、委員長ガ長ミト從來ノ習慣ヲ打破シタノヲ回復スルト云フ御趣意ノ演説ガアツヤウデゴザイマスガ、餘リ從來ノ慣習利益ヲ回復セラル、如キ趣意ニモ、心得ラレヌノデアル、日本ノ人ハ錢ヲ借リマシテモ、期限通りノアルモノトハ心得ラレヌノデアル、ソレデ以テ矢ノトキ、元金ト利息トヲ請求スルノガ、今日ノ傾向デアルカラシテ、遲延利息ニ抵當權ヲ與ヘヤウト云フ趣意トスルト、此修正案ハ殆ド意味ヲ成サナイ如ク聞エルノデアル、其邊ノコトヲ一ツ伺ヒタイ、ソレカラ第二ニハ一體此法案デゴザイマス、修正案ト云フモノヲ殊更ニ別項ニシテ、法典ノ體裁ヲシテ傷ツケナクトモ、唯此三百七十四條ノ中デ、文字ヲ十字バカリ變更ヲスレバ宜シイ趣意デアルガ、政府ハ略ソレニ同感デアルト私ハ承知シテ居リマス、即チ「其他ニ」ト云フ三字ヲ「又ハ」ト云フ二字ニ改メ「滿期」トアリタル文字ヲ「返済ニ至リタル」ト云フ文字ニ改メ、ソレカラ其次ニゴザイマス「滿期後」ト云フノハ、其以前ノコトニ付イテモ「返済期ノ後」ト、斯ウ云フ風ニ改メサヘスレバ、悉ク此別項ナドヲ設ケテ、サツシテ又裁判上ノ疑ヲ起シテ煩累ヲ増シテ、モウ一遍此修正ヲ企テルト云フヤウナ、迷惑ヲシナクテモ宜シイニモ拘ラズ、故ラニ之ヲ別項ニセラレタト云フ事柄ハ、餘リ奇ヲ好ム修正デハアルマイカト云フ感ヲ起スノデアル、ソレカラ第三ニハ此但書デアル、是ハ餘程本案ニ重大ノ關係ヲ有チマスカラ、能ク御聽取ヲ願ヒタイ、是モ別項ナラ宜シイ、委員長ノ御報告ノ如ク、前項ノ規定ハ抵當權者ガ、債務ノ不履行ニ由リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スル權利ヲ有スル場合ニ於テ、其最後ノ二年分ニ附イテモ亦之ヲ適用スト、斯ウ云フ風ニナルト云フト、四年ト云フ期限ニナルノデス、政府委員ハ一應是デ應ジラレタ、然ルニ段々質問ヲシタ所デ、但書ヲ附ケラレテ、却テ二年ニ減シタト云フヤウナ、傾ニナッテ居ルノデゴザイマスガ、委員會ハ何故ニ此政府ガ四年デ同意ヲシテ居ルノヲ、質問ノ極更ニ二年ニ減ズルト云フヤウナ、即チ不利益ナ方ニ同情ヲ表スル譯ニ立至ツタノデアルカ、私ハ之ヲ質問スルノデアル
○鮫島相政君(二百九十九番) 御答ヲ致シマスルガ、唯今ノ委員長ガ報告致シマシタ辭ノ中ニ、委員會ニ於テ修正ヲ致シマシタ所ノ文字ヲチヨット見マスルト、殆ド提出者ノ原案ハ減却シタト云フコトヲ斷言シタヤウニ御問デゴザイマスガ、断言ハシマセヌ、減却シタヤウナ感じハアルケレドモ、ソレニハ大ニ譯ガアルト云フコトヲ述べアリマスカラ、ソレンナ變ナ風ニ御答デハ困リマスガ、其他ノコトニ附イテハ、今花井君ノ仰セラレマシタ事柄ハ、悉ク委員會デ起リマシタ問題デ、ソレハ少數デ消滅シタノデアリマス、負腹的ニ斯ノ如

○質問ノ受答ハ、御免ヲ蒙リマス

○恒松隆慶君(百三十六番) ドウカ直ニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 一讀會、開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、二讀會ヲ開カ

ウト云フ諸君ノ御起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

(「直チニ二讀會ヲ開クベシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フニ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ直チニ二讀會ヲ開キマシテ、全部ヲ議題ニ供シ

マス

民法中改正法律案

(「委員長報告通り異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 委員長報告通り異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員長ノ報告通決シマス

○恵松隆慶君(百三十六番) 直チニ三讀會ヲ開キ、確定セラレンコトヲ望ミ

マス

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ直チニ三讀會ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレテハ直チニ三讀會ヲ開キマス

第二讀會

民法中改正法律案

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員長ノ報告通決シマス

○恵松隆慶君(百三十六番) 直チニ三讀會ヲ開キ、確定セラレンコトヲ望ミ

マス

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ直チニ三讀會ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレテハ直チニ三讀會ヲ開キマス

第三讀會

民法中改正法律案

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ニ於テ決シマシタ通、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス、此間ニ報告ガアリマ

六 所得稅法中改正法律案(木村督太郎 第一讀會ノ續(委員長))
(加藤六藏君(百二十八番) 私ハ所得稅法中改正法律案ノ委員會ノ報告ヲ君外二名提出)
(加藤六藏君演壇ニ登ル)
○加藤六藏君(百二十八番) 私ハ所得稅法中改正法律案ノ委員會ノ報告ヲ申シテ置キマスルノハ、此改正案ヲ委員會ニ於キマシテ、大分文字ハ變リマシタガ、意味ハ格別變ラヌデアリマス、即チ此二三字修正ヲ致シタノヲ提言申シテ、全文ガ出シテアル、全文ガ出シテアリマスカラシテ、ドウモワレマシタガ、意味ハ格別變ラヌデアリマス、即チ此二三字修正ヲ致シタノヲ提出ノ折ニハ全文ガ出シテアル、全文ガ出シテアリマスカラシテ、ドウモワレデハ却ツテ見惡クアリマスルタメニ、一二二字或ハ其他變ヘルダケノ文字ダケニ改メテ、文字デハ大分違ツテ参リマシタデアリマスルガ、其實ハ同様ナコトデアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒタイ、ソレデ唯一二ニ附キマシテハ、例スル、即チ此山林ノ所得デアリマス、山林所得ガ現行法ニ於キマシテハ、例スル、御清聽ヲ煩シタイコトガアリマスカラシテ、此事ニ附キマシテ述ベマ様ニナゾテ居ル、ソレデアリマスカラシテ、後トノ九箇月ト云フモノハ、稅ヲ取ルコトガ出來ヌデアル、中ニハ稅務署トカ管理局デ、是マデ取ツタノモアリマスガ、ソレハ取ル方ガ間違デアル、ソレデ法律ガ不十分デアリマスカラシテ、現行法ヲ改正シテ、即チ唯今委員會ノ報告ノ如ク致シマセヌケレバ、一二ニマデ、外ハ稅ヲ取ルコトガ出來ヌ、四月以下ハ取レヌノデアル、若シソレヲ取レバ、違法トカ間違トカト云フコトヨリ外ハナイノデアリマスシテ、其事ヲ簡短ニ述ベマスレバ、田畠即チ米トカ麥トカ云フモノハ、必ズ其時ニ至ツテ收穫ヲセネバナラヌモノデアル、之ヲ明年ニ延ストカ、明後年ニ延ストカ云フコトハ、出來ヌノデアリマス、然ルニ此山林ノコトハ、多ク九月十日伐ルノガ多イノデアル、喬木ニ對シテハ——矮林ハ種々ノモノガアリマスケルノガ安イ、或ハ別ニ金ヲ要セヌト云フモノガアレバ、翌年ニ延バストカ、或ハ三年、五年、十年モ延スト云フコトガ出來マス、其場合ニ又四月マデ所得稅ヲ居ケマストキニ、伐ラヌ積テアリマシテモ、急ニ非常ニ材木ノシモ直段ガ安イ、或ハ別ニ金ヲ要セヌト云フモノガアレバ、伐木スルコトニナ節モ極リマセヌガ、喬木ハ例ヘバ杉デアルト云フト、皮ガ剝ケルトカ、其他ノ時ニハ剝ゲヌトカ云フ格段ノコトガアル、サウシテ當年例ヘバ甲ノ林ヲ賣ラウト云フコトヲ——所得稅ヲ居ケル節、即チ四月ニ極メラレマシテモ、若シモ直段ガ安イ、或ハ別ニ金ヲ要セヌト云フモノガアレバ、伐木スルコトニナアル者ハ、無論居ケヌデ不都合モナイデアラウ、ソレデアリマスカラシテ、木ハ成長シテ往キマスカラ、相當ノ利子ハ附クコトニナル、故ニ所得稅ノ届方ニハ四月マデノ外ハドウシテモ入ラヌノデアル、若シ當年伐ル積テモ、屆ケルコトガ出來ヌデアリマスノミナラズ、或ハ此稅ヲ脱シヤウトスル考ノアル者ハ、無論居ケヌデ不都合モナイデアラウ、ソレデアリマスカラシテ、木ハ成長シテ往キマスカラ、相當ノ利子ハ附クコトニナル、故ニ所得稅ノ届方ニハ四月マデノ外ハドウシテモ入ラヌノデアル、若シ當年伐ル積テモ、年五月以後ノハ、翌年ニ取ルトカ、或ハ立木ヲ伐ッテモ伐ラヌデモ、一段ニ附イテ幾ラ、一町歩ニ附イテ幾ラト云フ標準デ、稅ヲ徵收シタノガアルト云フコトヲ聞キマシタガ、是ハ大ナル間違デアル、所得稅ハ一旦極メマシタ以テ、特別ニ幾分カラ容赦スルト云フコトノ外ハ、誰モ確定シタモノヲ

委員ヲ指名スル左ノ如シ
巡查看守退隱料及遺族扶助料法案
加藤六藏君 井上彦左衛門君 橋本久太郎君 浦野綱平君 和泉邦彦君
和泉邦彦君 加藤六藏君 武市庫太君 深尾龍三君 井上彦左衛門君 橋本久太郎君 浦野綱平君 和泉邦彦君
○議長(片岡健吉君) 今指名ヲシタ委員諸君ハ、餘程會期モ切迫致シタ今日デゴザイマスカラ、唯今ヨリ直チニ十一委員室ニ御集會ニナシテ、委員長理事ノ互選ヲセラレ、引續キ委員會ヲ開カレンコトヲ希望致シテ置キマス、議事日程ノ第六所得稅法中改正法律案第一讀會ノ續、委員長報告——加藤六藏君

動スコトハ出來ヌデアル、ソレヲ現行法ノ如ク或ハ餘計ニ取ルトカ、或ハ伐テモ伐ラヌデモ、一段ニ就イテ取ルト云フコトハ大ナル間違ア違法デアル、故ニ此委員會デ極メマシタノモ、當年四月ニ届ケルモノハ、三十二年度ノ曆年度ノモノ、賣上金カラ、苗木トカ、手入トカ、番人トカ、掃除トカ、其他此所得ヲ獲ルタメニ必要ナルモノヲ控除シテ、残ツタモノヲ出セバ必ズ公平ニ往ク譯デアリマスカラ、其通決シマシタノガ一箇條、サウシテ尙ホ一箇條ハ諸君モ御承知ノ如ク、會社ニ於キマシテ、機械建物償却金或ハ賞與金交際費ト云フモノニ附キマシテ、或ハ訴願ト爲リ或ハ大藏大臣ニ意見書ヲ呈シタノモアリマス、種々雜多ノ紛擾ガ起リマシテ、即チ其起リト云フモノハ、何カト云フニ、唯今申上ゲマシタモノハ稅ヲ課ケルノガ至當デアル、課ケヌノガ至當デアルト云フ疑點デ、各會社ニ於テモ又管理局稅務署ニ於テモ、種々ナ考ヲ懷クタメニアリマス、故ニ此惑ヲ解クト云フコトガ、最モ必要デアリマスカラ、即チ委員會ニ於キマシテハ、十分研究ヲ致シマシタデアリマス、其研究後ニ此提出案ノ機械建物償却金、交際費、此三箇條ト云フモノハ、茲ニ別ニ掲載スル必要ハナイト云フコトニナリマシタ、何ゼト云フト列ヘバ鐵道デ見マスルト、軌道ハ三十箇年デ更ヘルモノト見レバ、年々一万圓三十分ノ一嵐減^ヲ行ク譯ニナル、サウシテ見マスレバ財產目錄ヲ積ル節ニハ、現行ノ商法ノ規定ニ據リマスルト、其時價デ積ラナケレバナラヌコトデアル、然ルシテ見マスレバ譬デアリマスガ、三十箇年ノ保存期限デ三十万圓ノモノト見レバ、一万圓嵐年々值ガ減シマス、サウシテ往ケバ即チ此償却金ト同ジデアル、ソレガ現行商法ニ從ジテ、時價デヤラナケレバナラヌコトデアル、然ルニ多クノ會社ハ其器械ガ全然減リ、其建物ガ全然減ルニモ拘ラス、矢張元ノ三十万圓デ出シテ置ク會社ガ、大分アルヤウデアル、サウンシテ一方ニ積立ヲスル、サウスルト、誠ニ不都合デアル、其方ハ間違ト言ハナケレバナラヌ、即チ時價ノ價、ソレ丈ノモノガ減スレバ、三十年デ一万圓嵐減ズルト云フノガ至當デアル、商法ニモアル、却金トシテ見レバ償云フコトデ積立テル必要ハナイ、ナイト見レバ茲ニ所謂稅ノ問題ハ起ラヌデアル、故ニ茲デ除キマシタノデアル、即チ唯今申上ゲルノハ、機械建物償却金ノ二箇條ニ對シテノコトデアリマス、ソレカラ尙ホ此交際費、交際費ハ是モコ、テ掲ゲル必要ハナイト、委員會デハ認メマシタ、何ゼナラバ交際費ハ利益ガアツテモナクテモ、交際が必要デアル、交際費ト云フト、如何ニモ辭ガ不十分デアリマスガ、即チ奔走トカ、周旋トカ、種々ナコトガ入^テ居ルノミナラズ、或ハ少モ利益ノナイ時分ニモ、尙ホ汎ク運動シテ骨ヲ折ラナケレバナラヌト云フコトガアル、サウスルト利益ガナイトキノ方ガ、却テ寢テ居ルコトガ出來ズ、十分運動シナケレバナラヌト云フコトガアル、サウシテ見マスレバ、利益ト關係セヌノが原則ト言^テ宜シイト考ヘル、サウシテ見マスレバ、即チ總損金ノ中カラ引ケルモノデアル、ソレヲ間違^ヲ利益ノ何分一ヲ交際費トスルト云フ、若シ會社ガアツタナラバ、其會社ハ所得稅ヲ取ラル、ノミデナク、間違ツタコトヲスルノデアル、儲^ヲタトキニハ動キ、損シタトキニハ遊^テ居ルト云フノハ間違デアル、是等ハ酒食ノタメニ使ヒ、無駄ナコトヲスルニ違ヒナイ、實際ノ交際費ハ利益ヲ得ルタメデアルカラ、利益ノナイトキノ方ガ餘計骨ガ折レナケレバナラヌ、利益ガアレバ交際費ハイラスカ知ラヌ、故ニ経費ノ内入ルノガ至當デアル、經費ノ中ニ入レバ、所得稅ニ入ル必要ガアリマセヌ

カラ、之ヲ除キマシタ、唯殘リマシタノハ賞與金デス是ハ豫テ前ニ申上ゲル如ク、諸管理局多數ノ審査委員ガ、全國異口同音ニ賦課スベカラザルモノデアルト云フコトヲ新聞ニ書キ、或ハ大藏大臣ニ建議ヲシ、或ハ行政裁判所ニ訴ヘル如ク、委員會ニ於テモ即チ之ヲ賦課スベカラザルモノト、決定ヲシタデアリマス、而シテ其ノ他ノ簡條ハ極附隨シタコトデアリマシテ、別ニ説明ヲスル必要ガアリマセヌカラ、速記録デ御覽下サレバ分リマス、尙ホ一言申シマスノハ、大藏省モ此大體ニ於テハ賛成デアリマシテ、此ヤカマシウ申シテ居リマス此賞與金ダケノ一點ハ反對ダト、斯ウ申サレルデアリマスガ、是レハ無論委員會ノ通デアリマセネバ、尙ホ一年モ二年モ諸方デ、ヤカマシク唱ヘナケレバナラズ、ヤカマシイ苦情モ聽カナケレバナラヌノデアリマスカラ、此點ニ附イテハ無論委員會ノ說ヲ御賛成下スツテ、既ニ議會モ切迫シテ居リマスルカラシテ、直チニ二讀會三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス、然ラザレバ尙ホ一言申シマスルノハ、此山林ト云フコトヲ申上ダマシタ如ク、十二箇月ノ中ニ四箇月外取レス、八箇月ハ取レスト云フコトニナルト、大層財政上ニモ關係シマスカラ、是非貴衆兩院通過ニナルヤウニ、即決アランコトヲ望ミマス

○鈴木摠兵衛君(二百四十一番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デアリマスカ

○鈴木摠兵衛君(二百四十二番) 質問デアリマセヌ、此所得稅法ノ改正ハ、最モ必要デアリマスカラ、直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ又「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、直チニ二讀會ヲ開カウト云フ動議ガ出マシタ、是ニ附イテ採決致シマス

(「贊成々々」ト呼フ又「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバパ全部ヲ議題ニ供シマス

所得稅法中改正法律案

(政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今委員長カラ御報告ニナリマシタ所得稅法中ノ改正法律案デゴザイマスガ、大體ニ附イテハ唯今委員長カラ述ベラレマシタ如ク、政府ニ於テモ同意デゴザイマスケレドモ、此會社ノ損益ヲ計算シマス場合ニ於テ、賞與金ヲ除イテ計算スルト云フコトハ、之ハ御同意申兼ルノデゴザイマス、若シ賞與金ト云フモノガ、會社ノ經費デアルナラバ、既ニ總損金ハ除クト云フコトデゴザイマスカラ、特ニ掲ダズトモ、其總損金ト云フ中へ這入シテ居ルノデゴザイマス、若シ賞與金ト云フモノガ會社ノ經費デナリ、即チ損金デナイト云フコトデアレバ、損益計算ヲスル場合ニ於テハ、損金デナイモノヲ除クト云フコトノ理窟ハナイノデアル、何レニシテモ第四條

第一讀會

カラ、之ヲ除キマシタ、唯殘リマシタノハ賞與金デス是ハ豫テ前ニ申上ゲル如ク、諸管理局多數ノ審査委員ガ、全國異口同音ニ賦課スベカラザルモノデアルト云フコトヲ新聞ニ書キ、或ハ大藏大臣ニ建議ヲシ、或ハ行政裁判所ニ訴ヘル如ク、委員會ニ於テモ即チ之ヲ賦課スベカラザルモノト、決定ヲシタデアリマス、而シテ其ノ他ノ簡條ハ極附隨シタコトデアリマシテ、別ニ説明ヲスル必要ガアリマセヌカラ、速記録デ御覽下サレバ分リマス、尙ホ一言申シマスノハ、大藏省モ此大體ニ於テハ賛成デアリマシテ、此ヤカマシウ申シテ居リマス此賞與金ダケノ一點ハ反對ダト、斯ウ申サレルデアリマスガ、是レハ無論委員會ノ通デアリマセネバ、尙ホ一年モ二年モ諸方デ、ヤカマシク唱ヘナケレバナラズ、ヤカマシイ苦情モ聽カナケレバナラヌノデアリマスカラ、此點ニ附イテハ無論委員會ノ說ヲ御賛成下スツテ、既ニ議會モ切迫シテ居リマスルカラシテ、直チニ二讀會三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス、然ラザレバ尙ホ一言申シマスルノハ、此山林ト云フコトヲ申上ダマシタ如ク、十二箇月ノ中ニ四箇月外取レス、八箇月ハ取レスト云フコトニナルト、大層財政上ニモ關係シマスカラ、是非貴衆兩院通過ニナルヤウニ、即決アランコトヲ望ミマス

○鈴木摠兵衛君(二百四十一番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デアリマスカ

○鈴木摠兵衛君(二百四十二番) 質問デアリマセヌ、此所得稅法ノ改正ハ、最モ必要デアリマスカラ、直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

(「賛成々々」ト呼フ又「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、直チニ二讀會ヲ開カウト云フ動議ガ出マシタ、是ニ附イテ採決致シマス

(「賛成々々」ト呼フ又「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバパ全部ヲ議題ニ供シマス

所得稅法中改正法律案

(政府委員若槻禮次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今委員長カラ御報告ニナリマシタ所得稅法中ノ改正法律案デゴザイマスガ、大體ニ附イテハ唯今委員長カラ述ベラレマシタ如ク、政府ニ於テモ同意デゴザイマスケレドモ、此會社ノ損益ヲ計算シマス場合ニ於テ、賞與金ヲ除イテ計算スルト云フコトハ、之ハ御同意申兼ルノデゴザイマス、若シ賞與金ト云フモノガ、會社ノ經費デアルナラバ、既ニ總損金ハ除クト云フコトデゴザイマスカラ、特ニ掲ダズトモ、其總損金ト云フ中へ這入シテ居ルノデゴザイマス、若シ賞與金ト云フモノガ會社ノ經費デナリ、即チ損金デナイト云フコトデアレバ、損益計算ヲスル場合ニ於テハ、損金デナイモノヲ除クト云フコトノ理窟ハナイノデアル、何レニシテモ第四條

ノ第一項第一號中總損金ノ下ニ、賞與金ヲ置カウト云フ改正案ハ、理由がナイト思ヒマスカラ、ドウカ此事ダケハ否決ニナルヤウニ願ヒタイト思ヒマス、尙ホ茲ニ申上ゲデ置キマスノハ、斯様ニ改正ニナリマスト、稅額ニ於テ凡ソ十五万圓バカリ減シヤウト思ヒマス、此點カラモ是非之ハ否決ニナルコトヲ希望シマス

○鈴木總兵衛君（二百四十一番）唯今政府委員ノ反対ガアリマシタガ、吾共ハ是ハ固ヨリ認メテ居リマス、此文字ガハツキリトナイガタメニ、各地到ル處ニ苦情ガ紛出スル、ソレガタメニ行政官ノ手數モ掛ルノデスカラ、是ハ明ニ書ク方ガ宜カラウト云フ意見デアリマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員長ノ報告通決シマス
○木村督太郎君(九十八番) 直チニ三讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 直チニ三讀會ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ 直チニ二讀會ヲ開クコトニ決シマス、
第二讀會ヲ決シタ通御異議アリマセヌカ

所得稅法中改正法律案

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ
御異議ガナカレバ確定ヲ致シマス、議事日程第七、

議事ヲ延シテ吳レト云フ申出ガアリマシタ
長官報告ノ都合ガアルカラ、議事ヲ延シテ吳レト云フ申出ガアリマシタ

○議長（片岡健吉君）「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ

第八瀆職法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、關直彦君

八 濱職法案(後藤文一郎君外九名提出)
濱職法

第一條 法令ニ依リ選舉又ハ任用シタル議員、會員、委員又ハ總代其ノ職務ニ關シ有各ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許若ハ要求シタレ者ハ一月以上一年以

第二條 前條ニ記載シタル賄賂ノ已ニ收受シタル者ハ之ヲ歿收シ費用シタル者ハ其ノ價ヲ追収ス
下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
賄賂ヲ贈與、提供又ハ約束シタル者亦同シ

○關直彦君演壇二登ル
(關直彦君演壇二登ル)
〔六十八番〕 私ハ瀆職法案ニ附キマシテ簡短ニ説明ヲ致シマス、

多分諸君ノ御手許ヘ法案ガ回ツテ居ルダラウト考マスルガ、一應朗讀ヲ致シ
マス、讀職法案
第一條 法令ニ依リ選舉又ハ任用シタル議員、會員、委員又ハ總代其ノ職務
ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許若ハ要求シタル者ハ一月以上一年以下
ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二二讀會

第二條 賄賂ヲ贈與提供又ハ約束シタル者亦同シ
前條ニ記載シタル賄賂ノ已ニ收受シタル者ハ之ヲ沒收シ費用シタ

極簡單ナル案デゴザイマス、而シテ其本案ニ關係致ス所ノ事柄ハ、頗ル重大
デハゴザイマスルガ、既ニ其精神ニ於キマシテハ、昨年ノ議會ニ於テ提出者
モ、十分ノ説明モアリマスルシ、十分ノ討議モ經タコトデゴザイマスルカラ、
更メテ茲ニ説明ヲスルノ必要ハゴザリマスマイカト存シマス、併シナガラ今
年再ビ此案ヲ提出ヲシナケレバナラヌト云フ次第ハ、往々各地方ノ弊害ガ、頗
ル日ヲ逐ウテ臺延シテ參リマスルカラシテ、一日モ之ヲ黙止スルコトガ出來
ナイ必要ガ起リマシタカラシテ、之ヲ提出シタ次第アリマス（ヒヤ／＼）ト
殆ド通過ノ見込ガナクナリマシタ、ソレ故ニ一日モ忽ニシテ置クコトガ、出
來ヌト云フ所カラ致シマシテ、本案ヲ提出シ、一年若ク二年ナリトモ、此
弊害ヲ救助シタイト云フ考アリマス、右ノ次第二依リマシテ、本案ヲ提出
シマシタカラ、諸君ノ御賛成ヲ得タインデアリマス
○丸山嵯峨一郎君（五十五番）質問致シマス、提出者ニ質問致シマスガ、第一
ニ此本案ガ今日ニ於テ、急迫ナル事情ニナシテ之ヲ制定スルト云フ理由ハ、如
何ナル理由デアルカ、ワレカラ第二ハ一體此法案ニ對シテハ、種々意見モア
ルコトデ、吾々共ハ此帝國議會ノ議員ニ對シテハ、特別ノ裁判構成事務ヲシ
テ、サウシテ此特別ナ取扱ヲシャウト云フヤウナ、意見モアシタノデアル、若
シ案ノ如クシタナラバ、果シテ政黨上ノ争ナドニモ之ヲ利用スル等ノ機會ガ
ナクシテ、完全ニ目的ヲ達スルコトガ出來ルヤ否ヤ、ワレカラ第三ニハ刑期ノ
コトデアリマス、一箇月以上一年以下ノ重禁錮ト云フコトデ、罰金四圓以上
四十圓以下ト云フコトニナシテ居ル、斯様ナ輕キ所ノ刑ヲ科シテ、サウシテ
重キ責任ヲ持ツテ居ル所ノ議員ノ惡事ヲ、懲罰スルニ足ルモノデアルト云フ
意見デアルカ、此三箇條ニ附イテ質問致シマス
○關直彦君（五十八番）御答ヘヲ致シマス、第一ノ御問ニ附キマシテハ、是
ハドウモ事實ヲドウト云フコトハ、申上ゲルコトハ出來マセヌガ、各々ノ考
ニ於テ提出者共ハ實ニ急迫ナル必要デアルト、感シタノデアルノデゴザイマ
ス、ワレカラ第二ノ御問ハチヨットモウ一應簡短ニ願ヒタイデスナ、摘ンダ
所ヲ
○丸山嵯峨一郎君（五十五番）第二ノ點ハ今日モ現ニ政黨上ノ關係カラシ
テ、種々ナ風聞等が新聞紙上ニモアル如クニ、之ヲ普通ノ司法裁判所ニ選ン
ダナラバ、種々ナ機會ヲ利用シテ、却テ黨争ノ繁ヲ助成スル憂ハナイカ、斯
様ナ憂ガアルモノヲ、簡單ナル斯ノ如キ所ノ法案ヲ以テ、果シテ目的ヲ達ス
ルコトガ出來ルカト云フ質問
○關直彦君（五十八番）ワレハ極御尤ナ、御憂慮ナ次ニアリマスルガ、提
出者モ實ハ其邊フ憂慮シテ居ルノデアル、併ナガラドウモ司法裁判所ニ托ス
ルヨリ外ニ仕方ガナイカラ、已ムヲ得ズ提出スルト云フ譯アゴザイマス、ソ
レカラ第三ニハ、刑期ガ輕イカラ、其目的ヲ達スルコトガ出來ルカト云フ御
問デゴザイマスルガ、是モ私ハ十分出來ルト思フ、モウ少シ輕クテモ宜カラ

ウト思ヒマス、ト云フノハ演職ノ如キコトア、被告取ラレマシテハ、實ニ貴重ナル名譽ヲ害シマスル譯デアリマスルカラシテ、僅ニ一日タリトモ名譽上ノ上ニ、汚點ヲ添ヘマシテハ、非常ナル利目ガアルト存ジマスルカラ、是ハ

輕タテ仔細ガナイト存ジマス

○丸山嵯峨一郎君(五十五番) チヨゾト繰返シテ確メテ置キマス、サウスルト第一ノ點ハ、急迫ナ必要ガアルト感ズル

○關直彦君(六十八番) 左様

○丸山嵯峨一郎君(五十五番) 第二ノ點ハ目的ハ達シヤウト思ハヌケレドモ、仕方ガ無イ

○關直彦君(六十八番) 目的ハ先ダセラレルデアラウト思ヒマス、サウスルスカラ、全體直チニ二讀會ヲ開イテモ宜イト私ハ思ヒマスルガ、併ナガラ法案ノコトデゴザイマスカラ、一應委員ニ付託シタガ宜カラウト思ヒマス、九名ノ委員、議長ノ指名ニナランコトヲ望ミマス

○鈴木總兵衛君(二百三十六番) 此案ハ各派ヲ通シテ、提出シタモノデゴザイマスカラ、大勢上已ムヲ得マセヌガ、會期切迫ノ今日デゴザイマスカラ、萬一付託ニナリマシタレバ、議長ハ特ニ注意アツテ、早ク結了ニナルヤウ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ動議ヲ採決致シマス、委員付託説ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員九名ヲ議長ガ指名シテ、御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程第九狩獵法改正法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、恆松隆慶君

九 狩獵法改正法律案(恆松隆慶君外五名提出)

第一讀會

狩獵法

第一章 獵具、獵法

第一條 本法ニ於テ狩獵ト稱スルハ銃器、網、鶴繩又ハ撲ヲ以テ鳥獸ヲ捕獲

第二條 爆發物、劇薬、毒薬、据銃又ハ危險ナル罠若ハ陷阱ヲ以テ鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ス

前項各獵具ノ種類及制限ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第三條 日出前、日沒後又ハ市街、人家稠密ノ場所、衆人群集ノ場所ニ於テ又ハ銃丸ノ達スヘキ虞アル建物、船舶若ハ汽車ニ向テ銃獵ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 左ニ掲タル場所ニ於テハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス
第一 御獵場

第二 禁獵區

三 公道 四 公園 五 社寺境内 六 墓地

墓地

第五條 檻、柵、圍障若ハ作物植付アル他人ノ所有地ニ於テハ所有者又ハ占有者、他人ノ共同狩獵地ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス
第六條 地方長官ハ鳥獸ノ繁殖保護ノ爲又ハ土地所有者ノ出願其ノ他ノ理由ニ因リ必要ト認ムル場合ニ於テ八十箇年以内ノ期間ヲ以テ禁獵區ヲ設クルコトヲ得

第二章 狩獵免許

第七條 狩獵ハ地方長官ニ願出テ免狀ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ檻、柵又ハ圍障アル宅地内ニ於テ銃器ヲ使用セスシテ狩獵ヲ爲ス者ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 從來地方ノ慣行ニ依リ一定ノ區域内ニ於テ共同狩獵ヲ爲ス者ハ農商務大臣ニ願出テ免許ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ出願ニ關スル規則ハ農商務大臣之ヲ定ム
第二十一條ノ處罰ヲ受ケタル者ハ滿一箇年ヲ經過セサレハ再ヒ免狀ヲ受クルコトヲ得ス

第九條 免狀ヲ分チテ甲乙ノ二種トス
甲種免狀ハ銃器ヲ使用セスシテ狩獵ヲ爲ス者ニ下付シ乙種免狀ハ銃器ヲ使用シテ狩獵ヲ爲ス者ニ下付スルモノトス
第十條 免狀ヲ受クル者ハ甲乙各種ニ付左ノ區別ニ從ヒ免許稅ヲ納ムヘシ
一 等 (所得稅五十圓以上、地租三百圓以上)
二 等 (所得稅八百圓以上、地租五百圓以上)
三 等 (所得稅八百圓以上、地租八百圓以上)
四 等 (所得稅八百圓以上、地租一千圓以上)
金 二十五圓 金 十二圓 金 六 圓 金 三 圓

第十一條 免狀ノ有效期限ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日マテトス
北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌年四月十五日マテトス

第十二條 獵者ハ出獵ノ際免狀ヲ携帶スヘシ
第十三條 獵者ハ出獵ノ際免狀ヲ携帶スヘシ
第十四條 免狀ニ於テ獵者ハ免狀ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ス
前項ノ場合ニ於テ獵者ハ免狀ヲ得ス

第十五條 免狀ヲ亡失シ若ハ毀損シタルトキハ其ノ地ノ所轄警察官署及當初之ヲ下付シタル官廳ニ居出ヘシ
前項ノ場合ニ於テハ手數料金二十五錢ヲ納ムヘシ
第十六條 免狀ハ其ノ效力ヲ失ヒタル日ヨリ三十日以内ニ當初之ヲ下付シタル官廳ニ返納スヘシ

第十七條 學術研究又ハ有害鳥獸驅除ノ爲其ノ他特別ノ理由ニ因リ保護鳥獸又ハ其ノ他ノ鳥獸ノ捕獲ヲ要スルトキハ地方長官ハ何時アリトモ特ニ之カ許可ヲ與フルコトヲ得但シ捕獲シタル鳥獸ハ之ヲ賣買スルコトヲ禁ス
前項ノ場合ニ於テハ第十條ヲ適用セス

第三章 鳥獸保護

第十八條 保護鳥獸ヲ捕獲シ又ハ之ヲ賣買スルコトヲ禁ス但シ保護期間前ニ捕獲シタル鳥獸ハ其ノ期間ノ初日ヨリ二週間以内ニ於テ賣買スルハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 保護鳥獸ハ前項期日後ト雖農商務大臣定ムル所ノ規則ニ依リ賣買スルコトヲ得
保護鳥獸ノ種類及保護期間ハ農商務大臣之ヲ定ム

第十條 保護鳥類ノ卵又ハ雛ヲ取り若ハ之ヲ賣買スルコトヲ禁ス但シ學術研究ノ爲之カ採取ヲ要スルトキハ地方長官ハ特ニ其ノ許可ヲ與フルコトヲ得

第四章 罰則

第二十條 第七條第一項、第十一條第二項ニ違背シテ狩獵ヲ爲シ又ハ詐欺ノ所爲ヲ以テ狩獵免狀若ハ共同狩獵地ノ免許ヲ受ケ又ハ詐テ共同狩獵地ヲ表示シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第二條第一項第三條若ハ第四條ニ違背シタル者ハ罰前條ニ同前項ノ處罰ヲ受ケタル者ノ免狀ハ其ノ效力ヲ失フモノトス

附 則

第二十二條 第五條、第十三條第三項、第十八條第一項、第十九條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ第五條ニ付テハ土地所有者、占有者又ハ共同狩獵地ノ免許ヲ受ケタル者ノ告訴ヲ待テ處斷ス

第二十三條 第十三條第一項、第十四條第一項、第十六條ニ違背シタル者ハ圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十四條 本法ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 本法施行前ニ免許ヲ受ケタル獵區及共同狩獵地ハ本法施行後ト雖其ノ免許期間仍從前ノ規定ヲ適用ス

第二十六條 本法施行前ニ受ケタル狩獵免狀ハ本法施行後仍其ノ效力ヲ有スヘキ行爲アリタルトキハ本法施行後仍其ノ罰則ヲ適用ス

第二十七條 本法施行前ニ明治二十八年法律第二十號狩獵法ノ罰則ヲ適用スヘキ行爲アリタルトキハ本法施行後仍其ノ罰則ヲ適用ス

第二十八條 明治二十八年法律第二十號狩獵法第二十一條ノ處罰ヲ受ケタル者ハ満一箇年ヲ經過スルニ非サレハ本法ニ依リ狩獵免狀ヲ受クルコトヲ得ス

第二十九條 本法中市町村長ノ職務ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ於テハ警視總監之ヲ行フセサル地ニ於テハ町村長ニ該當スヘキ者之ヲ行フ

○恵松隆慶君(百三十六番) 此狩獵法改正法律案ヲ、吾ミガ提出致シマシタ

ガ、諸君ノ御承知ノ如ク、現行法ハ二十八年以來發布ノ經驗ニ據リマスルト、隨分弊害ガ多ウゴザイマス、此改正ハ主トシテ濫獵濫獲ヲ來シ、延テ農業上其他ニ及ス所ノ弊害ガ、少カラヌテアリマス、ソコテ各府縣ノ農會トカ云フモノ團體、此改正ヲ希望致シテ居リマス、ソレ等ノ意見モ微シ、又狩獵團體等ノ意見モ開キマシテ、又當局者ノ意見ノアル所ヲ聞イテ、ソレ之ヲ參酌致シマシテ、此改正案ヲ出シタノデアリマス、此改正法律案ハ各條ニ涉リマシテ、一々其字句ヲ朗讀シテ、其事柄ヲ説明スルハ、唯大體ヲ述べモ簡短ニヤレト云フコトデアリマスカラ、極テ省略シマシテ、唯大體ヲ述べテ御贊成ヲ仰ガウト思ヒマス、現行法ノ重ナル改正ノ要點ヲ一二ノコトダケ述ベテ置キマス、第六條ニ禁獵制札ト云フヤウナコトノアツタノヲ、今度ハ禁獵區——鳥獸ノ繁殖保護ノタメ十箇年以内ノ期限ヲ以テ、禁獵區ヲ設クルコトヲ得ト云フコトニ改正致シマス、一方ハ弊害ヲ防ギ、又有益ノ鳥禽ノ保護ヲ致シテ、繁殖ノタメニ斯ウ云フコトヲ設ケル、又稅金ニ於キマシテハ、一等ヨリ二等三等四等ト致シマス、是ハ全體三等位ニ致シタキモノト愚考致シマシタガ、又或ル團體ハ五等トモ云ヒ、ソレデソレコレ折衷致シマシテ、四等ト致シマシタ、金額稅金ノコトモ巨細ニ述ベタウゴザイマスガ、諸君ノ御手許ニ議案ガ往々テ居リマスカラシテ、是モ略シマス、サウシテ是マテ十六歳ノ者トアツタノヲ、今度ハ未成年者ト改メマシタ、往々危險ノ憂アル故、其罰則ヲ少シ——少シデナイ、重タ致シマシタ、百圓以下是モ近時ノ法律案ニ依テ致シマシタ、其他數々述ベタウゴザイマスルガ、詰リ此法律案ハ委員ニ託シテ十分御調査下サレマシテ、ドウカ今期ニ成立ナランコトヲ望ミマス、主トシテ是ハ一方デハ法案ノ弊害ヲ防止シ、一方デハ有利ノ鳥禽ヲ保護致シマシテ、農業上其他ニ利益ヲ與ヘヤウト云フノデゴザイマスカラ、ドウカ委員ニ付託セラレテ、其委員ニナツタ諸君ハ、直チニ御調査下サランコトヲ併テ望ンデ置キマス

○山内吉郎兵衛君(百二十一番) 質問致シマス、此等級ヲ立テルニ附イテ、

狩獵ニ等級ヲ立テズシテ、所得稅及營業稅ヲ以テ等級ヲ立テ、稅ヲ付スルト云フコトハ、ドウ云フ一般ノ原則カラ起シタコトデアルカ、承リタウゴザイマス

○恵松隆慶君(百二十六番) サウ云フ分り切ッタ細カナ質問ハ、委員デヤツテ貴フヤウニ致シタイ、此案ハ貴族院デモ宣サ、ウナ風デアル

○早川龍介君(二百一番) 第十モ稍同シコトデアルト思ヒマスカラ、議案ヲ合シマシテ、九名ノ委員ニ付託ニナルコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) ワレハ餘り簡便デアリマスカラ、此一案カラ採決致シマス、委員付託ノ動議ガ出テ居リマスガ、委員付託ニ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡吉健君) 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其委員九名ヲ議長ガ指名シテ、御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、次ハ議事日程第十狩獵法改正法律案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

○恵松隆慶君(百三十六番) 此狩獵法改正法律案ヲ、吾ミガ提出致シマシタ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、次ハ議事日程第十狩獵法改正法律案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

十 狩獵法改正法律案(堀越寛介君提出)

第一讀會

狩獵法

第一條 本法ニ於テ狩獵ト稱スルハ銃器、各種ノ網、放鷹、獵犬、罠、飼繩、又ハ撲ヲ以テ鳥獸ヲ捕獲スルヲ謂フ

前項各獲具ノ種類及制限ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二條 爆發物、据銃又ハ危險ナル民若ハ陥穿ヲ以テ鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ス

前項ノ外ノ獵具、獵法ニシテ第一條ニ掲ケサルモノニ就テハ地方長官

(東京府下ハ警視)ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ便宜取締規則ヲ設クルコトヲ得ス

第三條 日出前、日没後又ハ市街、人家稠密ノ場所、衆人群集ノ場所ニ於テ又ハ銃丸ノ達スヘキ處アル建物船舶若ハ汽車ニ向テ銃獵ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 左ニ掲タル場所ニ於テハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 御獵場禁獵制札アル場所

第六條 公園墓地

第七條 社寺境内

第八條 欄、柵、圍障又ハ作物植付アル他人ノ所有地及免許ヲ受ケタル他人ノ共同狩獵地但シ所有者又ハ管理人ノ承諾ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 農商務大臣ハ土地ノ情況ニ因リ必要ト認ムル時ハ國有ニ屬スル一定ノ土地又ハ水面ニ於テ十年以内ノ期間狩獵ヲ禁スルコトヲ得

第十條 地方長官ハ土地所有者ノ出願又ハ其ノ他ノ理由ニ因リ必要ト認ムル場合ニ於テハ禁獵制札ヲ建ツルコトヲ得

第十一條 狩獵ヲ爲サムト欲スル者ハ地方長官ニ願出テ免狀ヲ受クヘシ但シ欄、柵又ハ圍障アル所有地内ニ於テ銃器ヲ使用セスシテ狩獵ヲ爲ス者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 第二十條ノ處罰ヲ受ケタル者ハ満一箇年ヲ經過セサレハ再ヒ免狀ヲ受クルコトヲ得ス

第十三條 従來地方ノ慣行ニ依リ一定ノ區域内ニ於テ共同狩獵ヲ爲ス者ハ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ニ願出テ免許ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ出願ニ關スル規則ハ農商務大臣之ヲ定ム

第十四條 免狀ヲ受クル者ハ左ノ區別ニ從ヒ免許稅ヲ納ムヘシ

第一等 (所得稅五十圓以上地租四百圓以上若ハ營業稅八十圓以上者) 金二十圓

第二等 (所得稅三十圓以上地租三百圓以上若ハ營業稅六十圓以上者) 金十五圓

第三等 (所得稅十五圓以上地租一百圓以上若ハ營業稅四十圓以上者) 金十圓

第四等 (所得稅三圓以上地租四十圓以上若ハ營業稅二十圓以上者) 金五圓

第五等 (所得稅一圓以上地租二十圓以上若ハ營業稅二十圓以上者) 金二圓

第十條 狩獵期限ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日マテトス但シ北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌年四月十五日マテトス

第十一條 免狀ノ使用ハ本人ニ限ルモノトス但シ助手ヲ要スル猶法ニ在リテハ免狀ヲ有セサル者ヲ同伴スルコトヲ得

第十二條 獵者ハ出獵ノ際免狀ヲ攜帶スヘシ

第十三條 免狀ヲ亡失シタルトキハ其ノ地ノ所轄警察官署及當初之ヲ下付シシタル官廳ニ届出ヘシ

第十四條 免狀ヲ亡失シタルトキハ其ノ再渡又ハ書換ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ手數料金二十五錢ヲ納ムヘシ

第十五條 免狀ハ其ノ效力ヲ失ヒタル日ヨリ三十日以内ニ當初之ヲ下付シタル官廳ニ返納スヘシ

第十六條 保護ヲ必要トスル鳥獸ヲ捕獲シ又ハ之ヲ賣買スルコトヲ禁ス但シ捕獲ノ禁止又ハ停止ノ日ヨリ一週間以内ニ於テ賣買スルハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 飼養ニ係ル保護鳥獸ハ前項期日後ト雖農商務大臣定ムル所ノ規則ニ依リ賣買スルコトヲ得

第十八條 捕獲ヲ禁スル鳥類ト雖學術研究其ノ他特別ノ理由ニ依リ捕獲ヲ要スルトキハ地方長官ハ特ニ其ノ許可ヲ與フルコトヲ得

第十九條 有害鳥獸ヲ驅除スル爲必要ト認ムル場合ニ於テモ亦同シ違背シテ免狀ヲ受ケタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ第九條ニ違背シテ免狀ヲ受ケタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第二條第一項、第三條、第四條第一乃至第六ニ違背シタル者ハ五百圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第十二條第三項、第十八條第一項又ハ第十七條ニ違背シタル者ハ二圓以上四十圓以下ニ罰金ニ處ス但シ第四條第七ニ付テハ土地所有者又ハ管理人ノ告訴ヲ待テ處斷ス

第二十二條 第十二條第一項、第十二條第一項又ハ第十五條ニ違背シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十三條 狩獵ニ關スル從前ノ規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止スモノトス

第二十四條 本法施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ハ其ノ免許期間効力ヲ有スル續キ狩獵ヲ爲スコトヲ得

十二 山形縣下郡界變更法律案（重野謙次郎君外三） 第一讀會
名提出

山形縣羽前國北村山郡ノ一部（山口村、田麥野村）ヲ同縣同國東村山郡ニ編入ス

附則

本法ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十四年三月三十一日現在ノ山形縣羽前國北村山郡ノ郡債ハ本法郡換ノ部分ニ於テ償還費分任ノ義務ヲ負フモノトス

山形縣羽前國北村山郡ハ前項償還費ヲ特別經濟トシ郡制規定ノ郡費分賦方法ニ依リ本法郡換ノ部分ニ分賦スルコトヲ得

○重野謙次郎君（九十三番）此處デ述ベヤウト思フ、簡短ズカラ、是ハドウゾ委員會ニ於テ、委シク述ベヤウト思フノデアリマスカラ、此處デハ極略ス

ノデゴザイマス、此郡界變更ノコトハ、私共ノ郡ニ於テハ一人モ異論ガナイノデアリテ、其他總テ何處デモ衝突ガナインデゴザイマス、今度鐵道ガ敷設ニナリマシテ、其他從來ノ關係カラ、屢々此郡ノ變更ヲ企テマシタケレドモ、今日マデ延引シマシテ居シタノデアリマス、而シテ此貴族院ハ此變更ノコトハ通過シタノデゴザイマスカラ、委員付託ヲ願テ、サウシテ委員付託ノ上ニ其理由ヲ委シク述ベヤウト思ヒマスカラ、時日モ切迫ノコトデゴザイマスカラ、委員付託ニナカト、其時ニ理由ヲ委シク述ベヤウト思ヒマス

〔贊成キヤト呼フ者アリ〕

○恆松隆慶君（百三十六番）直チニ是モ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○議長（片岡健吉君）委員付託ノ動議ガアリマスガ、御異議ハアリマセヌカ〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（片岡健吉君）九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルコトニ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（片岡健吉君）御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第十三鐵道敷設法中改正法律案、第一讀會議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、高岡忠鄉君

十三 鐵道敷設法中改正法律案（高岡忠鄉君外三名） 第一讀會 提出

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項北陸線中第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 福井縣下敦賀ヨリ福井金津石川縣下金澤津端富山縣下高岡富山新潟縣

下直江津新津新發田坂町山形縣下酒田ヲ經テ秋田縣下秋田ニ至ル鐵道

及福井縣下金津ヨリ分岐シテ三國ニ至ル鐵道

同條第一項中北陸線及北越線ノ連絡線並北越線ヲ削ル
同條第一項奧羽線第一號ノ次ニ左ノ号ヲ加フ

一秋田縣下追分ヨリ船川ニ至ル鐵道
第七條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改ム

一北陸豫定線ノ内福井縣下敦賀ヨリ福井金津石川縣下金澤津端富山縣下

高岡富山新潟縣下直江津新津新發田坂町山形縣下酒田ヲ經テ秋田縣下

秋田ニ至ル鐵道及福井縣下金津ヨリ分岐シテ三國ニ至ル鐵道

同條第一項中第三號ヲ削ル

一奥羽豫定線ノ内秋田縣下追分ヨリ船川ニ至ル鐵道

第九條中「六千萬圓」ヲ「八千七百萬圓」ニ「十二箇年」ヲ「十五箇年」ニ改ム
〔高岡忠鄉君演壇ニ登ル〕

第八條中「十一箇年」ヲ「十五箇年」ニ改ム

〔高岡忠鄉君演壇ニ登ル〕

○高岡忠鄉君（六十七番）會期モ切迫致シマシタル今日ニ致シマシテ、此案ヲ提出致シマスルモ、其結果ヲ得ルコトハ、如何アランカト思ヒマスケレドモ、併シ此鐵道ノコトニ附キマシテハ頗ル重大ナ問題デゴザイマシテ、政府モ今日ニ於キマシテ、未ダ前途ノ方針ハ立タナイト云フ位ノ有様ニナッテ居リマスカラシテ、ツイ已ムヲ得ズ、黙シテ止ムコトガナリマセヌデ、此案ヲ提出シ、且ツ一言茲ニ述ベナケレバナラヌデゴザイマス、此鐵道ノコトニ附キマシテハ、既ニ此二種ノ案が出テ居リマスケレドモ、是ハ孰モ此大體ニ通ジマシタル方針ヲ誤シテ居ルコトデアルカト存ジマス、其故何トナレバ、今日第一期ノ既定線ガ、初テ其計畫ヲ致シマシタル此六千万圓ト云フ豫算ヲ以テ致シマタル事柄ガ、今日ニ至リマシテ九千万圓ノ不足ヲ生ジマシテ、此年度ニモ其事柄ガ成效スルヤ否ヤト云フコトニ於キマシテ、政府ハ又如何ナル意見ヲ持ツテ居ルカト云フ事柄モ、明ニシテ置キマスノデゴザイマス、デ此鐵道ノ今日敷設ノ起ラウト云フコトニ附キマシテハ、非常ナル所ノ紛糾ガアルコトデゴザイマスカラシテ、年々歲々此本員ハ鐵道案ヲ出シマシテ、通過ヲ圖ルト云フコトニナカト居リマスケレドモ、唯其財源ト云フ上カラシマシテモ、遂ニ今日ハ政府モ其計ヲ容易ニ立テルコトモ出來ズ、又本年モ鐵道ノ敷設ハ望ミマシテモ、財源如何ト云フ點ニ至リマシテハ、少モ財源ノ途ヲ講ズルコトハ出來ナイト云フ有様ニナカト居ル、シテ見ルト今日此鐵道ノ目的ヲ達シマスルニハ、先づ財源如何ト見マスルト、奈何セン茲ニ至リマスレバ、鐵道收入ト云フモノ特別會計ト致シマシテ、而シテ鐵道ノ純益ハ、通常ノ歲入ニ流用ヲセヌト云フコトニ致シマセヌケレバ、決シテ鐵道ノ安全ヲ圖ルコトハ、出來ヌコトデアルト思ヒマス、此事ニ附キマシテ政府ハ之ヲ拒ム譯ハナイト考ヘマス、既ニ既成ノ一期線ハ、國ノ義務ト致シマシテ、之ヲゼンケレバナランコトニナッテ居リマス、併シ此不足金九千万圓ハ、早晚政府ハ之ヲ支辨スルモノデゴザイマスルカラ、昨年アタリカラ二千万圓宛費スコトニナッテ居リマスガ、尙ホ一期線ノ

九千万圓ヲ支辨致シマスノハ、政府ハ之ヲ辭スルコトハ出來ナイ、出來ナ
トシマスレバ、此九千万圓ノ公債ヲ募集致ス、此財源ハドウ云フ方法ニスル
ト云フコトハ、本院ニ計ランケレバナラヌ事柄デゴザイマス、左様シマスト
茲ニ此鐵道ノ純益ト云フモノヲ、特別會計ト云フセノニ致シマシテ、此純益
ヲ以テ鐵道ガ進ムト云フコトニナリマシタナラバ、著々歩ヲ進ムルコト、私
ハ考ヘマス、即チ今日ノ鐵道ノ純益ノ豫算ガ、七百万圓位ニナシテ居リ
マスケレドモ、今度鐵道貨銀ノ値上げ、或ハ未設ノ鐵道ト既設ノ鐵道ニ於
キマシテハ、非常ニ利害ノ關係ノ異ナルモノデゴザイマスカラシテ、既ニ鐵
道ノ國有問題モ出テ居ルコトデゴザイマスカラ、鐵道ハ詰リ國有ニ致シマシ
テモ、此普及致シマスルト、成ルベク貨銀ヲ下ゲルト云フ、便利モ得ラレル
コトデゴザイマスカラ、國有ハ最モ宜シトデアルト思フ、然レドモ未ダ
日本ノ如キ半身不隨ニ至リマシテ、一方ハ鐵道ガ成功致シマシテモ、一方ハ
未ダ未設ト云フ所ノ、非常ニ不便ヲスル地方ガアルト云フ場合ニ於キマシタ
ナラバ、此未ダ未設ノ不便ヲ感シテ居ル所ノ事柄ヲ普及致シマシスルガタメ
ニハ、先ツ此既設ノ鐵道ノ貨銀ヲ、多少値上ヲスルト云フコトモ、已ムヲ得ヌ
所デアルト思ヒマス、左様致シマシタナラバ、是ハ鐵道經濟ヲ別途ニスルコ
トニシマシタナラバ、一年一千萬圓宛ノ利益ヲ得ラル、コトニナリマス、一
年一千萬圓純益ヲ得ルト致シマスレバ、此公債ニ應ズルモノハ、二億圓ノ
募集ヲスルコトガ出來ルト思ヒマス、而シテ此二億萬圓ヲ十箇年ニ割リマ
スレバ、二千万圓宛ノ起工費ヲ支出スルコトガ出來ル結果ニ至リマス、而
シテ此二億圓使ヒマスト、十箇年ノ中ニ於テハ、事業ハ進テ往キマス、鐵
道ヨリ又收入致シテ來マスコトデゴザイマスカラ、此收入ヲ見込ンア一年ノ
収益ヲ以テ、又之ニ加ヘルト云フコトニシマスレバ、新陳代謝致シマシテ、
既ニ十五箇年デモ二十箇年デモ、二千万圓ノ費用ヲ使フテ往クコトニナラ
ウト考ヘマス、左様致シマシタナラバ、即チ此一期線ノ不足及是ヨリ二期ノ
計畫ヲ立テマシテ、進マント欲スル所ノ計畫モ、望ヲ達シ得ルコトデアル
ウト思フ、政府モ是ニハ不同意ヲ唱ヘルコトハ出來ヌト思フ、上下兩院モ其
方針ニ贊成セラル、コトデアラウト存シマス、財源ハ既ニ然リ、而シテ此北
陸縦貫線ノ事柄ハ、既ニ理由書ニ辯明致シテゴザイマスカラ、此事柄ハ此處
ニ述ベマセヌデ、委員會ニ讓ルコトニ致シマスガ、唯先ニ重野君カラ提出致
シマシアル案、及高須賀穰君ノ提出サレマシタ案ガ、二ツ出テ居リマスケレド
モ、重野君ノ案ノ如クニシマスルト、一體以前ノ歴史ト云フモノニ重キヲ置
カレマシテ、今日ノ第二期ノ鐵道計畫ヲスルト云フ所ノ方針ガ更ニ立タナ
イ、有ユル横斷線ト縦貫線モ歴史ノアルモノダケヲ以テ「無用々々」ト呼フ
者アリ立テラレルノテ、此方針ニハ贊成スルコトハナラヌノデアル、而シテ
又高須賀穰君ノ案ノ如キハ、唯中國九州四國ト云フモノダケヲ見テ、少モ不
足ノモノヲ見ナイト云フコトニナシテ居ルヤウデ、故ニ之ヲ委員ニ付託致シ
マシテ、重野君ノ案ト高須賀穰君ノ案ト、我輩ノ提出致シマシタ案ト「反對」

ト呼フ者アリ合セマシテ適當ナル良イ案ヲ調製スルノガ、本員ノ希望致ス
所デ、即チ審査委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○恵松隆慶君(百三十六番) 是ハ昨日ノ鐵道法案委員ニ付託セラレンコトヲ
望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君ノ動議ニハ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程十四葉煙草
專賣法中改正法律案第一讀會議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、西原清東君

所デ、即チ審査委員ニ付託セラレンコトヲ

望ミマス

十四 葉煙草專賣法中改正法律案(西原清東君外十)

五名提出)

葉煙草專賣法中左ノ通改正ス

第六條 葉煙草ヲ耕作セムトスル者ハ毎年煙草苗床ノ位置及坪數、煙草耕
作地ノ位置及段別、煙草ノ種類、本數、乾燥場及貯藏場ヲ定メ政府ニ申
請シ許可ヲ受クヘシ若之ヲ變更シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第六條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ

第六條ノ二 葉煙草耕作者ハ政府ノ定ムル方法及手續ニ依リ耕作ヲ完成
スルノ義務ヲ負フ

第六條ノ三 政府ハ收穫前ニ於テ葉煙草ノ收穫量目又ハ葉數ヲ查定ス
ル前項査定ノ場合ニ於テハ煙草耕作者ハ之ニ立會フヘシ若立會ハサルト
キハ其ノ査定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第六條ノ四 煙草耕作者前條ノ量目又ハ葉數ノ査定ニ不服ナルトキハ即
時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ命令ノ定マル所ニ依リ二人以上ノ鑑定人ヲ
選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

第六條ノ五 葉煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ査定若ハ決定シタ
ル量目又ハ葉數以上ノ葉煙草ヲ納付セサルトキハ政府ハ其ノ不足額ニ
對シ其ノ年ニ於ケル近傍類似煙草耕作地ノ葉煙草生産額及之ニ對スル
ハ其ノ申立人ノ負擔トス

第六條ノ六 葉煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ査定若ハ決定シタ
ル量目又ハ葉數以上ノ葉煙草ヲ納付セサルトキハ政府ハ其ノ不足額ニ
對シ其ノ年ニ於ケル近傍類似煙草耕作地ノ葉煙草生産額及之ニ對スル
賠償價格ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

第十條 葉煙草耕作者ハ政府ノ指定シタル期日ニ其ノ葉煙草ヲ政府ニ納付
スヘシ

第十一條ノ二 葉煙草ヲ耕作スル者ハ其ノ耕作シタル葉煙草ヲ耕作地、乾
燥場、貯藏場又ハ收納官署ノ外他ニ運送スルコトヲ得ス

政府ハ必要ト認ムルトキハ葉煙草運送ノ通路及時間ヲ指定スルコトヲ得
スヘシ

第十一條ノ三 葉煙草ハ相當ノ包裝ヲ爲シ且政府ノ指定スル方法ニ依リ一

定ノ目標ヲ附スルニ非サレハ之ヲ運送スルコトヲ得

第十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ葉煙草輸出者ニ輸出葉煙草ヲ賣渡スコトヲ得

第十九條ノ五第一號中「營業場一箇所毎ニ」ヲ「製造場一箇所毎ニ」ニ改ム

政府ハ取締上必要ト認ムルトキハ煙草製造又ハ葉煙草賣買ノ營業ヲ免許

セサルコトヲ得

第十九條ノ八ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

煙草製造ヲ業トスル者ハ他人ノ煙草ヲ製造スルコトヲ得

煙草製造ヲ業トスル者ハ其ノ製造場外ニ於テ煙草製造ヲ爲スコトヲ得

ス但シ紙巻煙草ノ販売ヲ爲サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第二十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

葉煙草耕作者ニ非スシテ葉煙草ヲ耕作シ若ハ煙草苗ヲ育成シタルトキ又ハ葉煙草耕作者ニシテ許可ヲ受ケサル種類ノ葉煙草ヲ耕作シ若ハ煙草苗ヲ育成シ又ハ許可ヲ受ケサル種類ノ葉煙草ヲ耕作シ又ハ許可ヲ受ケサル場所ニ葉煙草ヲ乾燥シ又ハ貯藏シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第二十一條ノ二中「業ト」ヲ「爲」ニ改ム
第二十二條 葉煙草耕作者他人ノ葉煙草ヲ貯藏シ又ハ葉煙草耕作者以外ノ者居出ヲ爲サス他人ノ葉煙草ヲ貯藏シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ權利者ノ不明ナル葉煙草ヲ運送スル者アルトキハ政府ハ其ノ葉煙草ヲ無罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第二十二條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ
第二十二條ノ一 葉煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル納付期日ニ葉煙草ヲ納付セサルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十二條ノ三 第十一條ノ二ノ第一項及第十一條ノ三ニ違反シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

政府ノ指定シタル通路及時間外ニ葉煙草ヲ運送シタル者ノ罰前項ニ同シ
第二十二條ノ四 第十九條ノ九ニ違反シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル製造煙草及葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第二十二條ノ五 葉煙草耕作者、煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ノ業トスル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作又ハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ三箇年以内ニ於テ政府ノ指定シ

タル期間之ヲ許可セサルコトヲ得

第二十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十四條ノ二 煙草製造ヲ業トスル者ハ組合ヲ設クヘシ組合ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 本法施行前既ニ届出ヲ爲シ現ニ葉煙草ヲ耕作スル者ハ本法ニ依リ葉煙草耕作者ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十六條 煙草製造ヲ業トスル者ニシテ數箇ノ製造場ヲ有スルトキハ一箇所以外ノ製造場ニ對シテハ本法施行ノ日ヨリ一箇月内ニ本法ニ定ムル免許料ヲ納ムルコトヲ要ス

(西原清東君演壇ニ登ル)

○西原清東君(三十九番) 葉煙草專賣法中改正法律案ノ件デゴザイマスガ、現行法ニ依リマシテ、耕作ノ取締ニ關スル件、葉煙草ノ運送ノ取締ニ關スル件、製造ノ取締ニ關スル件等ニ附キマシテ、詳密ナル規定ヲ設ケテ、嚴重ニ取締ヲシヤウト云フノガ、本案ノ目的デゴザイマシテ、其規定ヲ爲シ葉煙草耕作者ニシテ許可ヲ受ケサル土地ニ葉煙草ヲ耕作シ若ハ煙草苗ヲ育成シ又ハ許可ヲ受ケサル種類ノ葉煙草ヲ耕作シ又ハ許可ヲ受ケサル場所ニ葉煙草ヲ乾燥シ又ハ貯藏シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

從ツテソレニ對スル罰金ヲ設ケタノガ、本案ノ要素デゴザイマス、本案ヲ提出シマシタ理由ノ要點ヲ申上げマスレバ、密賣ノ極テ多イコト、又次第々々ニ密賣者ノ增加スルノ實況ノアルコト、又其犯則者ガ多數結合致シマシテ、公然暴行ヲ加ヘ、甚シキハ官吏抗拒、兇徒団聚、持児器強盜等ノ犯罪ニ陷ルノ状況ニ至リマシテ、殆ド官憲ヲ蔑如シテ、取締ガ附カナイト云フヤウナ、實況ニ相成シテ、居ルト云フ事實、之ガタメニ三十二年本法實施以來、葉煙草專賣ノ益金、豫定額ヨリ其實收金額ノ年々減少シテ、目的通ノ收入ヲ得難イト云フ事實アルコト、殊ニ來年度ノ豫算ニ於キマシテハ、既ニ本院ニモ提出ニナクテ居リマスル通、三百五十万圓ヲ賣下グ率ヲ増加致シテ、實收ヲ増サント致シテ居ルノデ、又之ヲ從來ノ率ニ加ヘマシテ、其金額ハ一千二百餘万圓ノ巨額ニ達スル、國家ノ重大ナル財源デゴザイマス、故ニ此取締ヲ嚴重ニ致スト云フ事柄ハ、國家ノ事業ニ取りマシテ極テ大切ナル箇條デゴザイマスカラ、其目的ヲ圓滿ニ達センガタメニハ、何分現行法ノ不備ヲ補ハナケレバナラヌト云フ、必要ガアルノデゴザイマス、又此密賣品ガアルタメニ、市場ノ價額ヲ紊シマシテ、誠實ナル營業者ガ困却シテ居ルト云フ事實ヨリ、當業者ガ實ニ困却ヲ致シテ居ル、何故ト申シマスレバ、賣下率ガ上レバ上ルダケ、製造煙草ノ時價ガ上ランケレバナラヌノデアル、然ル八割時代、十割時代、十三割時代ノ、是マデノ實驗ニ據リマスルト、賣下率ノ増加スルニ對シマシテ、市場ノ製造煙草ノ價格ハ、寧ロ減少シテ居ル事實ガアリマスル、是ハ德島縣、愛媛縣、鹿兒島縣等、重要ナル所ノ產地ノ統計ヲ見マスルナラバ、明瞭デアリマスル、斯ノ如ク不正品ノタメニ、誠實ナル營業者ガ困却シテ居ルト云フ事實ヨリ、當業者ハ昨年モ本年モ本法改正ノ必要ヲ、立法部ニ請願ヲ致シテ促シテ居ル次第ニアリマス、是ニ依リマシテ、本院ニ於キマシテモ、亦貴族院ニ於キマシテモ、本年ハ其葉煙草

專賣法ノ改正ヲ致シテ、取締ヲ嚴重ニシナケレバナラヌト云フ請願ヲ採擇ス
ベキモノト決議ヲ致シテ居ルノデアザイマス、亦政府ニ於キマシテモ此取締
法ノ改正——取締法ノ改正ハ誤アシタ、煙草專賣法ノ全篇ヲ修正シテ、現
締法ヲ嚴重ニスルノ必要アリト認メテ、既ニ九十條餘ノ改正案ヲ作ブテ居ラ
テ、將ニ議會ニ提出セントスルニ際シテ、過日ノ貴族院ノ停會ニ次グニ停會
ヲ以テスルト云フ、不幸ナル出來事ニ及ビマシテ、此浩瀚ナル法律案ヲ提出
スルハ、却テ通過ノ困難ナルコトヲ心配ヲセラレテ、提出ヲ見合セラレルト
云フヤウナ事情ヲ承ツタノデゴザイマスル、ソレヲ如何ナル點カラ考ヘ
マシテモ、本法ヲ改正ラ致シテ、取締ヲ嚴重ニ致スト云フ必要ハアルノデゴ
ザイマス、故ニ本員ハ政府ガ事實上ノ經験ニ基イテ、如何ナル點ニ改正ヲ要
スルカト云フ、當局者ノ意見ヲ参考ト致シ、又自身が當業者ノ請願書ニ於テ、
希望ヲ表シテ居ル點ニ就キマシテ、茲ニ最も簡單ニシテ、事實已ムヲ得ザル
所ノ改正デアラウト思フ點ダケヲ、本案ニ掲ゲテ提出ヲ致シマシテ、諸君ノ
御贊成ヲ仰ギタイト思フノデゴザイマス、最早會期切迫ノ今日デゴザイマス
カラ、各條ニ涉リマシテ改正ノ趣意ハ、説明ヲ致シマセヌガ、何レ委員ニ御
付託ニナリマシタナラバ、委員會ニ於テ説明ヲ致シマシテ、ドウカ速ニ本院
ヲ通過シテ、貴族院ニ送リ込マシテ、貴族院ノ通過ヲ見テ、法律ト爲ルヤウ
ニ希望スル譯アゴザイマス

○初見八郎君(二百六十九番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○初見八郎君(二百六十九番) 質問デス、政府委員ニ——此法案ニ據ルト、
大分簡單、十箇條ガアリマスガ、此箇條ガナケレバ、葉煙草賣專ノ取締ガ出來
メト云フコトデアルナラバ、特ニ政府ヨリ致シテ提出セラル、ノガ、當然ノ
手續デアラウト思ヒマス、ドウシテモ政府カラシテ、此案ト云フモノハ出ナ
ケレバナラスト思フ、然ルニ唯今此議員カラ出マシタノデアリマスルカ、唯
今西原君ノ御説明ニ據ルト、政府ハ既ニ多數ノ條項ノアル法案ヲ定メタ、併
ナガラ通過ノ困難ナルガタメニ見合セタト云フヤウナ、唯今西原君ノ御説明
ニアリマシタガ、果シテ左様デアリマスカ、一言御説明ヲ請ヒマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 議長

○議長(片岡健吉君) 田尻政府委員

(政府委員大藏總務長官法學博士男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル)

コトガ、出來メト云フコトニナルカラシテ、幸ニ立法院ニサウ云フ御催シノ
御談示ガアルナラバ、吾ミモ十分ニ御同意ヲ表シテ置キマセウカラ、ドウ云
フ御考デアリマセウカト云フコトデ、屢々往復モシマシテ御相談ノ上デ、斯ウ
ナツタノアリマシテ、實ハ吾ミノ意ト衆議院ノ提出者ノ意ト、能ク合ウテ居
ルノデアリマスカラ、別段ニ私共ヨリ新案ヲ出スヨリハ、却テ此方が運ビノ
タメニ宣カラウ、斯ウ云フ所カラ議員ノ御提出ヲ喜デ迎ヘタト云フ譯ニナフ
テ居ルノゴザイマス、カルガ故ニ是ハ全ク私共ガ持ヘマシタ沽瀬ナ案ニ
モ、ドウシテモ今カラ出セバ修正ヲ加ヘナクシマナラヌ、サウスルナラバ是
非簡單ナモノヲ作ラナクンバナラヌト云フコトデ、丁度議員ノ方カラ簡單ナ、
吾ミ喜デ迎ヘルヤウナ案が出マシタカラ、喜デ御賛成ヲシテ、今日此案が出
テ來マシタカラ、當議場ニ於テ又喜デ御同意ヲ表スル譯デアリマス、ソレデ
會期モ最早切迫シテ居リマスカラ、申上ゲル程ノコトデモアリマセヌガ、ド
ウゾ十分御調査ヲ下サレテ、速ニ審院ヲ通過シマシテ、サウシテ貴族院ニ往ク
テ、彼處ノ方デモ吾ミモ十分盡力スル積デアリマスカラ、其邊ノ所デ速ニ委
員ニ御付託ヲ願シテ、其處ニモ吾ミガ罷出デ、尙ホ御加勢ヲ申シマスカラ、ドウ
カ……

○恒松隆慶君(百三十六番)　此案ハ西原君が述ベラレマシタ通、實ニ此改正
法案ハ最モ本議會ニ於テ、成立ヲ望マナケレバナラヌ、ソレニ附キマシテハ
議長カラ、直チニ九名ノ委員ヲ指名セラレテ、其委員ハ直チニ審査スルト云フ
條件附テ、委員ニ付託致シタイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君)　恒松隆慶君ノ御説ニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君)　御異議ガナケレバ其通り決シマス——日程十五郵便貯
金利子割増ニ關スル法律案、第一讀會——議案ノ朗讀ヲ省略至シマス藤金作
君

十五　郵便貯金利子割増ニ關スル法律案(藤金作君)
外二名提出　第一讀會

郵便貯金獎勵ノ爲政府ハ郵便貯金利殖金ノ内ヨリ抽籤ノ方法ニ依リ郵便貯
金預ケルニ獎勵金ヲ付與スルコトヲ得
前項抽籤ノ方法、獎勵金ヲ付與スヘキ郵便貯金ノ金額及獎勵金ノ等差等ニ
關スル規定ハ遞信大臣之ヲ定ム

(藤金作君演壇ニ登ル)

マスモノニ、之ヲ獎勵シテ割増金ヲ與ヘルト云フ趣意デアリマス、此案ヲ實地ニ施行スルニ至リマシテハ、餘程手續ガ詳細ニ涉ラナケレバナラヌデゴザイマスガ、是ハ當局者ニ委シテ、遞信大臣ニ於テ、其施行細則ヲ調査シテ發布スルコトニシタナラバ、實地ニ差支ナイト思ヒマス、而シテ此案ノ必要ナルコトハ、既ニ一般ノ希望スル所、經濟社會ニ於テ、頗ル希望ヲ致シテ居ルコトヲ認メテ居リマス、又當局者ニモ段々取調ヲ致マスルト、當局者ニ於テモ大ニ希望ガアツテ、既ニ其案ハ法制局マデ廻サレテアルト云フコトデゴザイマス、サレバ吾ミノ希望ト其目的ガ合フコトデゴザイマスカラ、一日モ早ク此案ハ成立スルコトヲ、諸君ノ御盡力ヲ願ヒマス、就キマシテハ此案ノ結果タルヤ、戰後經營ニ於テ官民事業ガ非常ニ擴張致シマシテ、其結果トシテ、經濟社會ノ資金ハ盡キ、又中人以下ニハ融通ガ宜クナリマシテ、勞働社會ハ是ガタメニ諸君ノ御承知ノ如ク、大ニ潤澤ナル融通ヲ得マシタ結果ハ、勞働賃銀ガ騰貴致シマシタ、而シテ中人以下ノ生活ガ大ニ暴進致シマシタメニ、諸君御承知ノ如ク、萬事ニ於テ多クノ費用ヲ費シ、購買力ガ非常ニ増加致シマシテ、其結果諸君御承知ノ如ク年々歲々輸入超過ノ結果ヲ來シタ譯デゴザイマス、實ニ我國ハ外國ニ比例シマシテ、甚ダ貯蓄思想ガ乏シイノデゴザイマスカラ、是ハ一々述ベマセヌ(「簡短々々」ノ聲起ル)是ハ速記録ニ載セテ、諸君ノ御参考ニ供シタイト思ヒマス、但シ此表ヲ大ニ取詰メマシテ、僅カ是ダケノモノニ約メテ御話スルノ間ハ、御清聽ヲ願ヒタ(「簡短々々」ト呼フ者アリ)今日此經濟社會ノ有様ニ照セバ、諸君が暫時御清聽下サルモ、諸君ノ任ニ對シテ決シテ憚ラナイト思ヒマス、政府事業及府縣郡市竝ニ會社等ノ事業ノタメニ、出レマシタ所ノ金額ハ、四億八千九百八十九万七千三百五十三圓ト爲シテ居リマス、之ヲ內譯シテ内國デ仕拂ッタモノガ幾ラデアルカト云フト、二億三千五百九十二万一千九百四十八圓、是ガ内國デ仕拂ッタ金、ワレカラ外國ニ仕拂ッタ金ハ幾ラト云フト、二億五千三百八十七万五千四百五圓、而シテ明治三十年カラ三十三年マデ四箇年間ノ輸入超過ノ金額ハ、三億零三百十九万八千九十二圆、是ガ外國ニ金ガ往シモウタ譯ニナシテ居リマス、假ニ三億六千ノ償金ガ這入ツテ來タシテモ、尙ホ一億九千七百七萬三千四百九十八圓ト云フ、是ダケノ我邦ノ資金ガ外國ニ往ツタ譯ニナシテ居リマス、又政府事業ト府縣事業竝ニ會社事業ノ金ガ、勞働社會ニ散布シタ所ノ金ガ、幾ラデアルカト云フト、右ノ内ニ於テ政府事業ガ四千五百八十万六千九百七十圓、是ガ政府事業カラ勞働社會ノタメニ散布シタ金高、ソレヨリ府縣及市諸會社ノ仕拂ッタモノハ、五千百八十四万六千六十一圓、此二ツヲ合計スルト、九千七百六十五万三千零三十三圓、是ダケハ最モ下層ノ所ニ散布シテ居

(参照)

政府繼續事業費内譯(第一號表)

材料費

勞働者賃銀

年	度	總額
三十一年	度	一二、三四七、七八一
三十二年	度	八五、五六一、〇七三
三十三年	度	八五、五六一、〇七三
三十四年	度	八五、五六一、〇七三
三十五年	度	八五、五六一、〇七三
三十六年	度	八五、五六一、〇七三
三十七年	度	八五、五六一、〇七三
三十八年	度	八五、五六一、〇七三
三十九年	度	八五、五六一、〇七三
四十一年	度	八五、五六一、〇七三
四十二年	度	八五、五六一、〇七三
四十三年	度	八五、五六一、〇七三
四十四年	度	八五、五六一、〇七三
四十五年	度	八五、五六一、〇七三
四十六年	度	八五、五六一、〇七三
四十七年	度	八五、五六一、〇七三
四十八年	度	八五、五六一、〇七三
四九年	度	八五、五六一、〇七三
五十一年	度	八五、五六一、〇七三
五十二年	度	八五、五六一、〇七三
五十三年	度	八五、五六一、〇七三
五十四年	度	八五、五六一、〇七三
五十五年	度	八五、五六一、〇七三
五十六年	度	八五、五六一、〇七三
五十七年	度	八五、五六一、〇七三
五十八年	度	八五、五六一、〇七三
五十九年	度	八五、五六一、〇七三
六十一年	度	八五、五六一、〇七三
六十二年	度	八五、五六一、〇七三
六十三年	度	八五、五六一、〇七三
六十四年	度	八五、五六一、〇七三
六十五年	度	八五、五六一、〇七三
六十六年	度	八五、五六一、〇七三
六十七年	度	八五、五六一、〇七三
六十八年	度	八五、五六一、〇七三
六十九年	度	八五、五六一、〇七三
七十一年	度	八五、五六一、〇七三
七十二年	度	八五、五六一、〇七三
七十三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一、〇七三
七五年	度	八五、五六一、〇七三
七六年	度	八五、五六一、〇七三
七七年	度	八五、五六一、〇七三
七八年	度	八五、五六一、〇七三
七九年	度	八五、五六一、〇七三
七十年	度	八五、五六一、〇七三
七一年	度	八五、五六一、〇七三
七二年	度	八五、五六一、〇七三
七三年	度	八五、五六一、〇七三
七四年	度	八五、五六一

本院建議ノ趣旨ニ基キ追加豫算トシテ史談會編纂補助費ノ提出アランコトヲ望ム
右建議ス

二十一 酒類造石稅納期改正ニ關スル建議案（長坂重孝君外四名提出）

酒類造石稅ハ二十七八年事件ノ結果戰後經營ノ爲ニ増徵セラレ今又北清事件ニ關シ之ヲ增課セムトス僅々六箇年間ニ於テ三タヒ同一物品ニ對シ多額ノ稅ヲ累加スルカ如キハ國家ノ財政上止ムヲ得スト雖又一方ニハ當業者ノ痛苦困難ヲ察セサルヘカラス政府ハ宜ク稅源保護ノ一助トシテ當業者ニ金融ノ便ヲ與フルカ爲ニ造石稅納期ノ一部ヲ繰下ケ即チ酒造稅法第六條中第四期納稅期ノ三月ヲ五月ニ改正シ來ル明治二十五年ヨリ必實施スルノ目的ヲ以テ第十六回議會ニ右改正案ヲ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

二十二 札幌農學校ヲ大學ト爲スノ建議案（西原清東君外十二名提出）

政府ハ速ニ札幌農學校ヲ以テ農科大學ト爲スノ計畫ヲ立テラレムコトヲ望ム

右建議ス

二十三 帝國古蹟取調會國庫補助ニ關スル建議案（龍介君外五名提出）

恭シク惟ルニ太古諾冊ニ神大八洲ヲ開拓シ天祖大神高天原ニ照臨シ

皇祖天皇櫛原宮ニ君臨シ給ヒテヨリ以來茲ニ幾千年列聖相承ケテ國光ヲ八洲ノ外ニ輝カシ山河舊ニ依リテ厥ノ美ヲ萬世ニ保テリ而シテ其ノ國體ノ字内ニ超絶スル其ノ山水ノ萬國ニ卓越セルノ事實ハ皆之ヲ史籍ニ存シ之ヲ遺蹟ニ印スト雖古史殘闕シテ遺蹟ノ湮滅セルモノ亦少カラス

皇后、皇子、皇孫ノ陵墓及名臣、名族、忠孝、節義ノ士ノ古墳遺蹟ノ如キ或ハ顯ハレ或ハ廢ル偶々歴史ニ其ノ名ヲ存スレトモ其ノ蹟ノ由リテ尋メハカラサルモノ其ノ幾許ナルヲ知ラス夫レ匹夫匹婦ト雖父母祖先ノ墳墓ヲ重シ恩人ノ遺蹟ヲ思ハサルモノアラス況ヤ 皇室ニ關スルモノハ言ヲ俟タス國

政ヲ經理シ風教ヲ維持シタル恩人ノ遺蹟ニ於テヲヤ殊ニ近來文明ノ昂進、土木工事ノ隆興等ニ際會シ山野ヲ割斷スルノ譽益々多キヲ致シ爲ニ保護顯

彰以テ忠孝節義ヲ勵スヘキノ遺蹟モ遂ニ知ルヘカラサルニ至リテハ 皇室ニ對シ奉リ不忠ナルノミナラス恩人ニ對シテ亦不義ト謂フヘシ西洋諸國ニ於テハ古蹟ヲ尊重シ之ヲ國寶ノ一トシテ巨資ヲ投シテ之ヲ保存シ誠ニ其ノ道ヲ盡セリ然ルニ我カ國ハ歴史ニ富ムコト世界第一ト稱セラレニ拘ラス今日迄殆ト放棄ノ姿ニシテ内地ハ既ニ外人ニ向テ開放セラレタリ之ヲ既往ニ微シ之ヲ將來ニ渾ルニ古蹟ノ湮滅壞滅更ニ一層ノ甚シキモノナキヲ保セ

ス之ヲ思ヒ之ヲ懷ヒテ轉々憂慮ニ堪ヘサルモノアリ是ヲ以テ明治三十三年五月帝國古蹟取調會設置ノ舉アリ而レテ全國多數ノ古墳遺蹟之ニ賴リテ精探研究セラレ一ハ以テ我カ國歴史ノ光彩ヲ永世ニ發揮シ一ハ以テ國家風教ノ進運ニ資セムトス而モ本會タル固ト私資ニ成リ此ノ大業ヲ完成スルハ至難ノコトニ屬ス依リテ政府ハ相當ノ補助ヲ與ヘ其ノ目的ヲ貫徹セシメラムコトヲ望ム

右建議ス

二十四 野蒜築港ニ關スル建議案（菅原傳君外五名提出）

東京ヨリ函館ニ至ルノ沿岸ハ適當ノ商港及避難港ニ乏シ是東北地方商工業ノ未タ大ニ振ハサル所以ニシテ其ノ海運ノ發達ヲ阻礙シタル一日ニ非ス陸前國野蒜灣ハ東京函館間航路ノ中央ニ位シ天然ノ好位置ヲ占ムルヲ以テ此ノ地點ニ築港セハ其ノ便ノ極メテ大ナルハ固ヨリ論ヲ待タサルナリ政府ハ之ニ對シテ相當ノ施設アラムコトヲ望ム

右建議ス

二十五 名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案（稻垣示君外四名提出）

政府ハ名和昆蟲研究所國庫補助費ヲ豫算追加案トシテ速ニ議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

二十六 家祿處分ニ關スル建議案（佐藤清君外四名提出）

政府ハ曩ニ法律第五十號家祿賞典祿處分法ヲ發布セラレ家祿賞典祿ニ關シ錯誤ノ處分ニ依リ相當額ノ給與ヲ受ケサル者及相當額ノ給與ニ不足アル者ヲシテ各其ノ給與ノ恩典ニ浴セシメタリ然ルニ法文偏狹ニシテ單ニ明治三年藩制施行以後ニ限ラレタル爲藩制以前ニ於ケル同一ノ錯誤若ハ當局者ノ懈怠ニ因リ處分未濟等ノ爲無告ノ悲境ニ沈淪セル東北其ノ他各藩士卒ノ如キ此ノ恩典ニ與ル克ハサルハ極メテ偏頗ノ處置ニシテ一視同仁ノ聖旨ニ背戾スルモノト云ハサルヘカラス依リテ政府ハ此等不幸ノ士卒ヲシテ均ク救濟ノ恩典ニ浴セシムヘキ適當ノ法案ヲ制定シ帝國議會ニ提出アラムコトヲ望ム

右建議ス

二十七 下總國舊牧開墾地ニ關スル建議案（高津雅雄君外五名提出）

下總國元小金佐倉十牧開墾地事業ハ明治維新ノ初朝廷至仁ノ聖意ニ基ツキシテ當時政府ハ特ニ開墾局ヲ設置シ開墾規則ヲ制定シ究民救助授產ノ方法ヲ規定シ開墾基金トシテ二十萬兩ノ國庫金ヲ支出シ以テ此ノ開墾ノ偉業ヲ實施セラレシモノナレハ政府ハ該規定ニ依リテ以テ開墾ノ處分ヲ爲スヘキコトハ當然ナリ然ルニ當局者カ未タ該地ノ處分ヲ爲サリシニ其ノ處分未濟ノ地ニ對シテ千葉縣廳カ失當ナル地券狀下付ヲ爲シタルヲ以テ開墾人民獲得セラルヘキ地所ノ所有權ヲ得ル能ハシテ爲ニ悲慘ノ境遇ニ陥リ當初

開墾施行ノ本領タル恤窮ノ恩典ハ空ク烟散霧消ニ歸セムトス之ヲ以テ該件
ノ議會ニ請願アリタル既ニ數次乃チ第八回議會第十四回議會及今期議會ニ
於テ本院ハ該請願ノ旨趣ノ至當ナルヲ認メ之ヲ採擇シ政府ニ送付セリ故ニ
本院ハ政府方速ニ之ヲ調査シ相當ノ處分セムコトヲ望ム
右建議ス

二十八 私設鐵道新線路布設ニ對シ補給利子ヲ附與スル

内地交通機關ノ普及速成ヲ期セムカ爲官設豫定線中縱貫線ニシテ緊急必要
ト認ムル私設鐵道新線路敷設ニ對シ相當ノ補助又ハ補給利子ヲ付與スル方
法ヲ實施セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 此各案ニ就イテ、九名ノ審査委員ヲ議長ガ指名スルト
云フ動議が出来シタガ、是モ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、報告ガアリマス
(書記朗讀)

貴族院ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

生絲検査所法中改正法律案

馬匹去勢法案

同院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ

鉢下年期新開免租年期地價据置年期ノ延長ニ關スル法律案

水害地方田畠地租免除ニ關スル法律案

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

決議案

提出者 姫山 和夫君 原田 起城君 大東 義徹君

河野 廣中君 神鞭 知常君 田口 卯吉君

白井 哲夫君 佐々 友房君 島田 三郎君

鈴木 重遠君

井上彦左衛門君 井上源衛君 深尾 龍三君

武市 庫太君 磐田 和藏君 和泉 邦彦君

橋本 久太郎君 浦野 錠平君

瀬職法案

竹内 正志君

藤澤幾之輔君

關直彦君

九山嵯峨一郎君

青柳 四郎君	新開 貢君	村野常右衛門君
田畠地價特別修正法律案	佐藤 宗彌君	堺越 寛介君
狩獵法改正法律案外一件	三輪潤太郎君	中辰之助君
四宮有信君	恒松 隆慶君	佐藤 昌藏君
有村連君	齋藤 和平太君	西田 收三君
山形縣下郡變更法律案	平岡 萬次郎君	石田 貫之助君
秋保親兼君	多田 通君	後藏文一郎君
佐藤里治君	山口 定省君	佐治 幸平君
葉煙草專賣法中改正法律案	斎藤 卯八君	西村 淳藏君
今村千代太君	西原 清東君	田中 喜太郎君
門馬尙經君	橋元 易君	富永 隼太君
脇坂行三君	永井 嘉六郎君	雨森 菊太郎君
渡邊猶人君	古谷 新作君	加藤 信之介君
磯部八五郎君	岡本 松太郎君	大隈 英麿君
村瀬庫次君	内田 雄藏君	藤井 金作君
西川宇吉郎君	齊藤 勘七君	吉田 源八君
市島謙吉君	河北 齊君	西谷 金藏君
天野若圓君	土居平左衛門君	持田 直君
西川宇吉郎君	草刈武八郎君	首藤 陸三君
佐藤宗彌君	永田 佐次郎君	大久保 鐵作君
内藤正義君	根本 正君	赤土 亮君
内藤守三君	兒玉 伸	柏谷 義三君
佐藤琢治君	兒玉 兼君	鰐島 相政君
井上彦左衛門君	長坂 重孝君	安川 繁成君
武市庫太君	上條 優一郎君	佐久間國三郎君
橋本久太郎君	松岡 長康君	國重政亮君
瀬職法案	井上角五郎君	竹内正志君
竹内正志君	秋保親兼君	秋保親兼君
藤澤幾之輔君	佐藤琢治君	佐藤琢治君
關直彦君	佐藤琢治君	佐藤琢治君
九山嵯峨一郎君	井上角五郎君	井上角五郎君

帝國古蹟取調會國庫補助ニ關スル建議案

佐藤 伊助君 大塚 成吉君 大津 淳一郎君

松尾 又雄君 早川 龍介君 野尻 岩次郎君

浅野 順平君 青木 正太郎君 豊彦君

野蒜築港ニ關スル建議案

須藤 善一郎君 首藤 陸三君 妻川 鑑成君

宮井 茂九郎君 田村 順之助君 山口 熊野君

管原 傳君 橫山 通英君 武石 敬治君

名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案

初見 八郎君 大村 和吉郎君 大矢四郎兵衛君

並河 理二郎君 江角千代次郎君 石井 鼎君

河口 善之助君 森本 確也君 麻生 太吉君

家祿處分ニ關スル建議案

小栗 貞雄君 中島 祐八君 中山 平八郎君

齊藤 安雄君 堀家 虎造君 高橋 九郎君

下總國舊牧開墾地ニ關スル建議案 佐久間 元三郎君 北田 豊三郎君

岡田 龍松君 山田 武君 秋山 源兵衛君

四宮 有信君 高津 雅雄君 望月 圭介君

大塚 常次郎君 市岡 政香君 神藤 才一君

私設鐵道新線路敷設ニ對シ補給利子ヲ付與スル件ニ關スル建議案

加藤 六藏君 中山 平八郎君 福田 久松君

山内 吉郎兵衛君 中津 誠一郎君 武市 彰一君

山本 幸彦君 吉岡 直一君 鈴木 忠兵衛君

○議長(片岡健吉君) 明日ハ例刻ヨリ會議ヲ開キマスルガ、議事日程ハ公報以テ御通知ヲスルコトニ致シマス、今日ハ是ニテ散會致シマス
午後四時三十九分散會

衆議院議事速記録第十二號正誤

一四三 页段行誤 正七八升 正七八種

一九八 页段行誤 正七八升 正七八種

衆議院議事速記録第十三號正誤

一九八 页段行誤 正七八升 正七八種